

## 1 議 事 日 程

[平成19年太宰府市議会 決算特別委員会]

平成19年9月19日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 認定第1号 平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成18年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成18年度太宰府市水道事業会計決算認定について
- 日程第9 認定第9号 平成18年度太宰府市下水道事業会計決算認定について

## 2 出席委員は次のとおりである（20名）

委員長	清水 章 一 議員	副委員長	力 丸 義 行 議員
委員	原 田 久美子 議員	委員	藤 井 雅 之 議員
〃	長谷川 公 成 議員	〃	渡 邊 美 穂 議員
〃	後 藤 邦 晴 議員	〃	橋 本 健 議員
〃	中 林 宗 樹 議員	〃	門 田 直 樹 議員
〃	小 柳 道 枝 議員	〃	安 部 啓 治 議員
〃	大 田 勝 義 議員	〃	安 部 陽 議員
〃	佐 伯 修 議員	〃	村 山 弘 行 議員
〃	田 川 武 茂 議員	〃	福 廣 和 美 議員
〃	武 藤 哲 志 議員	〃	不 老 光 幸 議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（37名）

市 長	井 上 保 廣	副 市 長	平 島 鉄 信
教 育 長	關 敏 治	総 務 部 長	石 橋 正 直
地域振興部長	松 田 幸 夫	地域振興部地域コミュニティ推進担当部長	三 笠 哲 生

市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	永田克人
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田 議
会計管理者併 上下水道部長	古川泰博	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
秘書広報課長兼総務課 消防・防災担当課長	武藤三郎	政策推進課長	宮原 仁
税務課長	古野洋敏	納税課長	児島春海
特別収納課長	鬼木敏光	地域振興課長	大藪勝一
まちづくり企画課長	神原 稔	産業・交通課長	山田純裕
観光課長	木村甚治	環境課長	蛭川二三雄
人権・同和政策課長 兼人権センター所長	津田秀司	福祉課長	新納照文
子育て支援課長	和田敏信	すこやか長寿課長	木村和美
国保年金課長	木村裕子	建設課長	大内田 博
教務課長	井上和雄	学校教育課長	花田正信
社会教育課長	藤 幸二郎	中央公民館長 兼市民図書館長	吉鹿豊重
会計課長	和田有司	財政課財務係長	平田良富
財政課管財・契約係長	伊藤勝義		

#### 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	浅井武	書記	花田敏浩

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） 皆さんおはようございます。

ただいまから休会中の決算特別委員会を再開いたします。

審査に入ります前に、各委員からの質問及び執行部からの回答や説明につきましては、委員会の効率よい運営のため、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、審査に当たりましては事務報告書、施策評価、監査意見書、決算審査資料等を参照の上、ご審査お願いいたします。

直ちに審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 認定第1号 平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 日程第1、認定第1号「平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

審査に入ります。

では、決算書82ページをおあけください。

歳出の1款議会費、1項議会費、1目議会費、82ページ、83ページ、84ページ、85ページまでありますので、これについて質疑がありますか。

ありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、大変論議になっております議会費関係で、当然市長に権限があります政務調査費が返還されておりますが、当然市長として各会派が調査研究した結果、返還されておりますが、そういう政務調査費の活動内容については市長として返還項目について内容を精査されているかどうかを伺っておきたいと思いますが。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） 政務調査費で各会派ごとに有効に使用され、市民のために、市のために使われておることについては決裁を行っておりますので、その時点の中で把握をいたしております。

また、不用額等々についても各会派ごとに計画を立てられて執行された結果、残として出たものであるというふうに理解をいたしております。したがって、その使い道等々についても有効に、これは他の事業の中で執行残で出ましたもの等についても即その年度に消化するのでは

なくて、繰り越し、そして有効に使っていくというふうなことで基本的に考えておりますので、私といたしましてはこの政務調査費等々についての使われ方については、今現状を理解しておるといふふうなことでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、今全国的にも政務調査費の問題について大変論議になっておりますが、太宰府市の各会派の政務調査費の支出は適正であるという形で、市長についても担当部の精査した結果、適正であるというふうに受けとめていいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） もちろんそのとおりでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ありがとうございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に入ります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、ページ数で言うと84ページ、85ページ、86ページ、87ページ、88ページ、89ページまであります。

質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 資料のですね、まず監査意見書の2ページ、監査をいただいた監査委員に対して大変だったと思います。この2ページの第5の指摘事項中の共通事項としてですね、補助金について不適正な事例が見られると。交付規則等を定めるよう、過去にも指摘していたと。検討を行っているとの報告、交付規則、こういうのが1点があります。ほかの部分についてはありますが。

それから決算審査資料の5ページ。その内容について、どのような部分がかったのかということで資料要求をしましたところ、大きな問題ではないというふうに受けとめておりますが、まず内容1として団体に対する補助金で相当額の繰越金があり、補助の必要性がないと認められると。今後、いろんな形で補助団体の繰り越しをどう精査するかというのが1点あると思います。

それから、金額的には少ないんですが、反省会の会費に2万8,300円の支出だとか、こういう部分が出されておりますが、やはりそれと同時に会計課の支出問題についての部分、それからまちづくり技術開発課の部分についてですね、具体的に監査状況が出されておりますが、こういう状況については適切な監査の結果が行われたものと思います。

ところが、決算審査全体の審査に当たりまして、決算審査資料の28、29ページをお開きいただきたいと思います。

国が当然出さなければならぬ内容について、地方税法の改正に基づいて国の交付税、様々

な部分について、保育料、保育所の補助金の問題についてもそうですが、様々な形で国が地方自治体に対する支出を抑えてきております。

私、これを見ておりまして、地方自治体が今後国の交付税措置、それから国のなさなきゃならない負担金、交付金、福岡県の問題についてもそうですが、地方公共団体の財政の健全化に対する法律の概要というのが平成19年6月に出されておりました、健全化財政比率の公表、財政の早期健全化、そして29ページの上段に地方債の起債の制限、地方財政法第5条の特例、それから国の勧告、配慮等、太宰府市が議会でも第2の夕張になるんじゃないかというふうに発言された委員もおられますが、太宰府市の場合はこういう夕張になることは考えておりませんが、今後企業会計を含めて全体の財政公表をしなければならないと、こういう状況があります。

それで、事務報告書の12ページ、13ページを、私決算カードと類似団体を見まして、この類似団体については平成18年度の決算審査中ですが、平成16年度、17年度の類似団体比較カードが具体的に出されております。類似団体と見まして対比を、太宰府市の平成16年度、平成17年度が出ておりました、人件費は他の類似団体と見てそう高くないなという部分がありました。

それから、12ページの下の方に今説明しましたように経常収支比率、財政力指数から地方債現在高というのが平成16年度、17年度の部分が出されております。

そして、13ページを横にさせていただきますと大変小さな数字なんです、今回経常収支比率が真ん中の部分の下の方に、経常経費充当一般財源として118億6,571万1,000円、その結果経常収支比率が100.9%と。ただし、減税補てん債及び臨時財政対策債、こういうものを差し引いた場合については107.5%と大変大きな数が出てきています。

一方、右側を見ていただきますと平成18年度の財政力指数については、平成16年度、平成17年度、平成18年度、それと3カ年平均、平成18年度は逆に見ますと財政力指数は0.712という形で財政力指数については上がっております。平均を見ますと0.678、そうするとこの財政力指数は3年平均では上がっている。単年度を見ると財政力指数というのは1に近いほど優秀な団体というふうに見るわけですが、こういう状況です。

それから、実質収支比率としては4.2%、それから起債制限比率については18%を超えると再建団体に近いという考え方があります。ところが、ここを見ていただきますと起債制限比率は12.9%、一方では経常収支比率が100.9%となりながら、一方を見ますとまだ皆さんの努力によって太宰府の財政についてはやはり今後の事業、こういうものについてはやはり安定できる、市長が私への議会答弁、代表質問にもお答えいただいておりますが、この数字上で見るものと実情で見るものの差がありますよと。ところが、私ども議会としてはこの経常収支比率が100.9%になったという、こういう問題を受けとめたときに、やはりこの決算カードというのは大変な大きな役割を果たすものですから、その辺でどういうふうにかを。

それから、左の方に人件費、それから扶助費、物件費、維持補修費、補助費等、公債費、現在の太宰府市の基金状態が右の方に書かれておりました、26億4,736万9,000円。地方債の残高

として、まず上の方に238億1,591万9,000円、そのうち政府資金として借り入れが100億9,800円、100億9,831万円、ちょっとこういう部分がありますが、ちょうど半分近くですね。

(「109億8,312万2,000円」と呼ぶ者あり)

○委員(武藤哲志委員) うん、109億8,312万2,000円。だから、国から借りている政府資金、これは繰上償還できませんが、財源的に。ところが、多岐にわたりますが、事務報告書の63ページを。

今言いましたように、大変お忙しい中に担当課が出していただいております。それで、地方交付税の対象になる基準財政需要額算入がここに出されてきておまして、具体的に公債の元金と利子と差し引き残高が、先ほど言いました金額と合致をするわけです。この中で、特に太宰府市の地方債については、当然国が保障しなければならない災害復旧の問題、それから公共用地先行取得事業債、文化財に44億8,375万円というのは交付税措置を、交付金として出てきております。それから、地域改善対策特定事業として元利保障する。それから、議会でも以前太宰府館をつくるときにも国が特別に交付税措置をやりましょと、こういう財政負担もないという形で事業をやってきた臨時財政対策事業債、こういう状況があります。下の表は借入別の残高ですが、こういう決算カードを含めて見まして、全体的に平成19年度の予算がまだ終了しておりませんし、平成20年度の予算編成の中で、まず太宰府の私はこの決算カードを見させていただいて、今後もまだ他の自治体と同じような形で内部努力をすれば経常収支比率は平成18年度で見れば低い、高くなっていると。ただし、今後の努力によっては市長が答弁されたように今後下がっていく可能性はここで数字上の関係、それから特に一番今経常収支比率が高くなっている問題については、特に地方債だとか物件費だとか補助金の問題をどう対応していくかも含めて、予算全般にわたる審査の中で国が今後こういう形で指導してくる問題もありますが、どういうふうに、財政部でも構いませんし、副市長としては財政のプロですから、どういうふうに市長を補佐する形でやっていくのかを考えてあるのか、回答を求めたいと思うんですが。

○委員長(清水章一委員) 今、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費についての質疑を行っているところですが、全体的な項目についてのご質問と思います。そういう意味において、ご回答をいただければと思っています。

副市長。

○副市長(平島鉄信) 資料は頭の中へあるつもりですけども、非常にわかりやすく財政状況を説明していただいて、私が言うことはないようですが、太宰府の決算審査資料の中で28ページのお話をされました。今回の一般質問の中では、また夕張市のようになるのではないかというようなお話が出ましたけども、そういうことは決してありません。今後の財政状況の見込みも武藤委員さんから言われたとおりで、力はあるんです。財政力指数は0.7ですから、力があります。今、なぜこんなに苦しいかといいますと、例えば家庭でお家を建てるときはやはり四、五年は、要するに今まで外食していたのを少し辛抱してでも借金を減らしていかなければいけな

いという状態が続きます。そういう状態だろうと思います。

といいますと、市になるのが筑紫地区で10年ほど遅いということ。そのために、新市街地の整備、区画整理事業を約200億円近く使って町の整備をした。あるいは目玉となります九州国立博物館の誘致のために国、県はあそこに250億円というお金を使って館を建てたわけですけども、地元の市としては何をどうするのかというところから散策路の整備あるいは太宰府館を観光誘致のための施設づくりをしたということで、まさしくまちづくりを、大きなまちづくりをしたというような状態が今続いております。そういうことから、当面こういうふうには経常収支比率が本当にエンゲル係数でいけば限界まで達しているということです。

しかし、決算をしてみますと、この決算が黒字になっております。4億6,000万円ほどの黒字ということですので、これが夕張市は230億円の赤字だったんですね。ですから、夕張と比較されるのは非常に私としては心外だというふうには思っておりますけども、そういうことでご安心をいただきたいと思っています。

今は、経常収支比率を見てもその財政状況はわからないと言われております。そこで、先ほど言いました28ページをあけていただいていると思っておりますが、今後は健全化の判断比率としてどういう指標を使ったらいいのかという説明を今武藤委員さんが説明されたと思っております。実質の赤字の比率はどのくらいかと。それから、2番目で連結実質赤字比率はどれだけかと。それから、実質公債費比率はどれだけかと。将来どれだけの負担の比率があるのかのということをずっと長い目で見ないと、今の時点だけ見ても新築したときは苦しい。だけど、それがずっと有効に使われていけば、借金が減っていけば楽になるというようなことを、いろんなことを考えるとこの4つの指標で見るべきだということが示されております。そういうことで、経常収支比率は今回平成19年度は市長が公約で100.9%を98%にするんだという公言をしてありますので、お約束してありますので、それに向けた努力をしていこうと思っております。

一つは、区画整理事業がもう今年度で終了します。もう工事はほとんど終わっています。今、清算事務に入っておりますので、非常に努力をしていただいて、保留地の処分金が約10億円ほど残るだろうというふうには考えています。しかし、事業を早く進めるために約60億円ほどぐらいの借金をしています。そういうものについては、繰上償還をそれでできるのではないかなというふうには思っています。

もう一つは、政府は渋々認めたのが高金利、今7.3%で最高借りている借金があるんですが、国民の世論に押されてその分についても返してもいいというような法律の改正があつております。そういうことを整理していこうというふうなこと。もちろん経常的な経費も切り詰めていこうと思っておりますが、そういうことで経常収支比率は少し下げたいと思っています。

そういうことで、今後そういうふうないろんな努力をすれば、この実質公債、今私の方は赤字じゃありませんから、実質赤字比率ではありません。ですから、問題なのは3番目の実質公債費比率、事務報告書13ページの見にくい小さな数字というふうに武藤委員さんがご紹介いただきましたけども、16.0%、これが18%を超えると再建の計画をどうするのかということを立て

てながら今後進めなさいということですので、これが上がらないような努力をしていこうというふうに思っています。全体的にはそういう流れで今後の財政運営をしていきたいというふうに考えています。ちょっと長くなりましたけども、そういうことです。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） じゃあ、今関連する問題がありますが、決算審査資料の20ページ、これをちょっと確認をですね。太宰府は、積み立て以外にここで佐野区画整理、大変なお金をつぎ込んできたことは事実です。ところが、決算審査資料の20ページに佐野土地区画整理事業保留地処分金、平成19年度末残高見込みでは9億6,456万7,478円。私が資料要求したわけですが、この基金の今後の使途計画としては、これを財政調整資金に積み立てるという回答をいただいております。だから、あそこに対して60億円ぐらいの資金投下をしました、将来は固定資産税が入ってきたりするだろうという形で。だから、今ここの中に積立金としてあるものを財政調整資金に繰り入れるということは、今の黒字の上にある一定の余裕がありますよというふうに受けとめてもいいでしょうか。

その辺ちょっとまず、太宰府市が市民からもつぶれるというまで言われてね、私が弁解するたびに反論されるわけですが。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 先ほどちょっと触れましたけども、ここに約10億円と言いましたのは、非常に努力をしていただいて保留地処分金を、なかなか売れないのを非常に努力をしていただいて売れて10億円になりました。

一方では、事業を進めるために60億円の借金がありますので、毎年10億円ほど今お返しをしています。そういうものについては、借金を先払いしてきたというふうに考えていますので、この10億円を有効に生かして公債費の償還を、繰上償還をして少しでも軽くしようというふうなことで有効に使っていききたいというふうに考えています。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 済いません、ちょっと新参者ですので、簡潔にいきいたいと思うんですけども。ちょっと1点決算書を見ておまして気になったのがですね、給料の不用額のところで不用額が281万7,109円上がっているんですけども、私がちょっと議員になる前にイメージしていた役所の給与というのは号俸が皆さんあって、その号俸に基づいて当然予算が組まれるというふうに認識していましたので、余り多額の不用額が出るようなイメージはなかったんですけども、なぜこれだけ、200万円を超える不用額が出ているのか、お聞かせいただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（松島健二） ここで組んでいる職員給与費につきましては、市長以下44名分の給与を組んでおります。予算を組む場合は、あらかじめこういうものがこういう部署に行くというふうな想定のもとに予算を組んでおりますので、実際に張りつけられた職員と予算を組んだ時点



の張りつけ職員との差異でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 先ほど、武藤委員の方から出されたこの決算審査資料の2項目にわたる点についても質問していいんですかね。団体に対する補助金等のところですが。

○委員長（清水章一委員） 補助金全体の問題ですね。

○委員（福廣和美委員） はい。ここに2つ内容が掲示されておりますけども、特に2件目の方は自分たちがおるところでありますけども、その後どういう手を打って、もう話は終わって納得済みなんですか。体育の日の行事補助金について。

○委員長（清水章一委員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 監査からこういう指摘を受けておりますので、指摘に従って食糧費、反省会に使った食糧費については指導を行っております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） これは個々の会場に対して幾らということが出るわけですよ、体育の日の行事としてね。それをどう使うかという使い道の問題ですよ。

何でこういうことを聞くかという、1つはそこの会場に来たものは全部使い切ろうという、そういうところがあるんじゃないかと思うんですね。だから、各会場、予算を出してもらって、予算に応じてどう使ったかをはじき返してもらおうぐらいのことはね、もう今から今後いろんな補助金等もそうですけども、そういう使い方をね、使い勝手悪いんですよ。悪いんですけども、そうやってむだとは言わんけども、そういうむだに見えるから指摘をされているわけだと思えます。こういう使い方をしちゃいかん。こういう使い方をしなければ、それだけ余るわけでしょう。僕はそうとらえた場合にね、何か違う意見ですか。

○委員長（清水章一委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（藤 幸二郎） 体育の日の行事につきましては、6会場で行っておりますが、昨年ですと各会場で36万円ずつの補助金を出しております。もう毎年毎年減りまして、各区の方からそれぞれお金がむしろ足りない、不足分を補おうというふうなところまでなっております。たまたまご指摘をいただいた分については反省会として酒類が計上されておったということのご指摘でございますから、今福廣委員がおっしゃられるようなむだな、私どもも実行委員会に入っておりますけども、むだな支出については一切ないというふうなことをちょっと補足説明的にさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） この問題を長くするつもりはないですけど、別にこのことをね、責めようわけじゃないんですよ。だから、体育の日の行事がむだにお金を使っているんじゃないかと

私が言っていると言われたらもうたまらんもんね。そんなことを言っているわけじゃなくて、そのことについては市政全般ですよ。全般についてそういう、だからこの分に飲食代を充てなければこの分は余るんでしょ。じゃないですかね。と僕は思うんですよ、使っていないものに使っているなら。しかし、大変な苦勞をしてね、実行委員会では時間がないうちに集まっているいろんなことをやって、やっているといえども自分も10年間過去体育部長をやりましたからよくわかっていますよ。苦勞しながらこれに充てたと思うんですよ。それは、わかるんです。だから、このことを悪いと言い切ることはできんけども、こういう監査から指摘を受けるとね。しかしながら、やっぱり全部使うという、今課長はそうじゃないんだと。区の持ち出しの方が出てきていると、こう言ってありますからそれもわかるけども、今後についてよくそこらあたりをね、予算の問題ですから、すべての予算をやっぴり切り詰めていかんとすね、むだというのは市が大きい何かぼんとした分だけをむだと思うたら僕は大間違いだと思いますので、積み重ねというのがあると思いますので、それはそういうことで。

こっちの暴迫の協議会の方はその後どうなったんですか。指摘は受けているけど、そのままですか。

○委員長（清水章一委員） 総務課消防・防災担当課長。

○総務課消防・防災担当課長（武藤三郎） 暴力追放推進市民会議の補助金の15万円でございますが、これにつきましてはですね、そこに書いておられますように補助の必要はないと認められると、繰越金が多過ぎるということで指摘を受けておりますが、この分については毎年15万円の補助金があります。これについては、大体この支出は事業費の活動費、要するに街頭啓発のそういった今何人か持ってありますようなバッグみたいな、あれを購入しております。ここ二、三年それを購入していなかったものですから、それがここに上がってきたと思っております。それで、今後は、今年度はまたそのエコバッグというそういうものをつくるようにしておりますので、支出が出ると思っておりますのでですね、一応今回はこういう指摘を受けただけでございますので。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ということは、必要だというふうに認識していいわけね。

○委員長（清水章一委員） 総務課消防・防災担当課長。

○総務課消防・防災担当課長（武藤三郎） はい、必要でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次に入ります。

2款総務費、1項総務管理費、2目文書費、88ページ、89ページですね。91ページまであります。

何か質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ次、3目法制費、90ページ、91ページ。

ございますか、何か質疑は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 続きまして、4目広報費、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5目財政管理費、質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、92ページですね。その中の2款1項の5目今出されましたが、決算審査資料の56ページになるんですかね。56ページの一番上の方に福岡県市町村災害共済組合負担金として1,000万円支出して残高という形で出されたところ、これは任意と強制がありまして、以前は大変任意の額が多かったんですが、3年前の災害でこの共済組合を取り崩しましたが、まず強制の積み立てというのがあります。それから、任意の積み立てがありますが、この基金の中には一切出てこない内容ですので、これは任意が幾ら、強制が幾ら、この金額がわかればまず報告をいただきたいというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 財政課財務係長。

○財政課財務係長（平田良富） 今ご質問いただいた分でございますけれども、決算審査資料56ページの方を書いておりますとおおり普通納付金、それから任意納付金というふうに分けて出しまして、平成18年度末の残高で4,800万円ほどというふうになっております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私の方が出したのは、その市町村共済組合に負担金として1,000万円出しているが、残高を含めたものを報告いただきたいということでお願いしていたんですが、ただ1,000万円ということで今4,800万円、これは任意が幾ら、強制が幾らというのはやっぱり資料部分を見ないとわからないんじゃないかなと。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。56ページ、その下に。

○委員（武藤哲志委員） ああ、そうか。申しわけない。そうすると、この任意というのは1,100万円で、普通納付金というのは3,683万円、こういう状況で4,800万円。そうすると、これについて任意の納付金についてはいつでも取り崩しができるというふうに受けとめていいですか。

○委員長（清水章一委員） 財政課財務係長。

○財政課財務係長（平田良富） そのとおりでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） わかりました。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 6目会計管理費、質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 7目財産管理費、質疑はありますか。

ページ数からいきますと92ページ、93ページ、94ページ、95ページ、96ページ、97ページまでです。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 大田委員さんも大変調査されておりましたが、決算審査資料の95ページになるのかな。いや、違うな。何になるのかな。

(「56ページ」と呼ぶ者あり)

○委員(武藤哲志委員) 56ページ、申しわけない。いきいき情報センター、今回は再三にわたって議会で市民プールの用地の問題については大変関係課努力をいただきまして、用地買収についてはですね。ところが、公共施設でありながら、いまだにこのいきいき情報センターの中に95ページに96万円という地代を払っております。これについて資料要求しましたところ、用地の買収について地権者の理解が得られず買収ができていませんと。現在まで用地の買収について何度も申し出ておりますが、いまだ買収ができておらず、今後も買収に積極的に協議をしていきたいということなんですが、まずこのジャスコがどんな契約をしたのか、ちょっと振り返って見てみる必要があると思うんですね。もともとあれは市が建てたわけじゃないわけですから、ジャスコがどういう契約をして、そのジャスコの契約状況が、太宰府市が取得するときにはそれを継承したのか、新たに太宰府市があつた施設をつくったときにこの地権者と契約したのか、ちょっとその辺の経過が具体的に今までの審議の中にはなかったんですが、当然買収の申し入れ、だからもうあれができてはつきり言って2,000万円近くの地代が払われております。だから、毎年100万円近くの地代を払うような状況をですね、やっぱりその部分を一括で終わらせることによってまた負担も軽くなると思うんですが、ジャスコが建てる時の契約の条件、更地にして戻すというふうになっていたのを太宰府市が用地を取得することによってそれが継承されたのかどうか。買収に応じるというふうな契約状況になっていたのか。この辺の経過が今まで審議の中ではありませんでしたが、この辺の経過を再度ですね、太宰府市でこういう公共施設なりの部分で一部借地がされているということについて、再度報告を求めたいと思います。

○委員長(清水章一委員) 財政課管財・契約係長。

○財政課管財・契約係長(伊藤勝義) 管財・契約係の伊藤です。よろしく申し上げます。

ジャスコから太宰府市の方に、用地については買収をしております。今ご指摘のところにつきましては、当初から買収についてお話を相手さんの方にしたというふうに記録の方ではなっておりますが、相手様の方の理解が得られずその部分、平米的には132㎡です。月に8万円、年間で96万円の賃貸借契約を結びまして、その分の地代ということでお支払いをしております。毎年この分につきましては、賃貸借の契約の更新のときに所有者の方とお会いをいたしまして、買収についてのお願いをしているところなんですけども、買収に応じていただい

ないというところでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、わかりやすく言うと40坪ですけどね、どっかその替え地とかね、当然今いきいき情報センターに入るところに公用車などを置いている小さな公園もありますし、ある一定こちらから替え地を、40坪に対してですね、替え地をしたいというのとある一定の金額を出して、そういう条件的なものでも折衝されたことがあるのかどうか。だから、土地をこういう五条あたりですから公有地として交換をしてもらうとか、またいろんな形で太宰府市には公有地もあると思うんですが、佐野の区画整理の用地の一部的な部分だとか、そういうものを見ていただいて、もう一切そういう地代、家賃を払わないような方向を持ち込むというか、そういう方法も考えられると思うんですが、建物の中の40坪、それから今係長さんからわかりやすく説明受けましたが、もう一度この中で大体どの辺、西日本シティ銀行の方の部分でその40坪がもう完全に建物の中に入っているのか、ある一定空き地もあるのかどうかですね。今後の替え地として相手との交渉ができるかどうか。こういう問題もちょっと含めて内部的に報告いただければありがたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 財政課管財・契約係長。

○財政課管財・契約係長（伊藤勝義） 現在、地権者の方からお聞きしてお借りしている土地についてはですね、建物の中にあります。場所的には建物の端っこの方なんですけども、建物に入っておりますので、例えば借りているところを原状に戻してお返しをすると、借りないようにするということはできないところでありますので、どうしても今後もその土地については借りていく必要があるかと思えます。

今、委員さんご指摘されました替え地についてですけども、今まで替え地についての交渉もされたかと私は思っております。議事録的にはその辺の把握はできてはおりませんが、ただ今ご指摘のように今後はやはり土地についての買収だけじゃなくて、替え地についてもご提案しながら借地をしているところの買収をということで今後進めていきたいというふうには私は考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 担当課大変だと思うんですよ。それで、できればですね、ジャスコが土地の所有権者と結んだ契約ですね、それから太宰府が競売であれを買収しました。大変今の市長さんが努力をいただいて、あれを競売で落としたときの借地の問題についてはどういう状況で買収をするとかですね、条件的なものがあったんですが、そういうものをもう一度ちょっと振り返ってみてくれませんか。やはり競売を受けるときには他人の土地まで含めて競売をしているわけですから、その部分についてはそういう他人の土地を買収することについて地代を払うのかどうか。将来買収するという約束事があるのか。ジャスコが建てる時に40坪の土地を借りて、将来は買収を応じるとか、ジャスコが払ったときの地代が、家賃がどうなったのかというのをちょっと原点に戻らないとね、ちょっと問題の解決にならないと思うんです

が、もうあれからジャスコが撤退する前からの部分とすると20年近くたっていますので、ある一定見直しをしてみる必要があるんじゃないかなと。私も議会で論議はしてきましたけど、そこまで具体的な内容がありませんでしたが、その辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） 私が総務部長のときに競売物件として13億円に10万円ほど上乗せして購入した経緯がございます。そのときに、セットといいましょうか、担保からすべてにわたって今の現状のままを購入したと。そして、他に担保がついておったものについては当然ながら除却と、担保を抜いておりますけども、借地の部分だけについてはそのままの中で継承したという分がございます。

また、交渉等についても行って、再三再四にわたってお願いに行き、交渉をしたところで。しかしながら、これには根深い部分が、ここで話すこと、話せないこと等がございます。駅前広場の建設時のいきさつ等々もあって、一つ一つそれをよりを戻していくといいましょうか、もつれた糸をたどっていくというようなことをしないと難しいというふうなものを感じております。しかしながら、今回市民プールの状況等もありました。今後においても同様のケースが出てまいるような状況もありましたので、これについては断固として違う形の中で行うように、新たな第2、第3の部分は出てこないように努力をしておるところです。この件につきましても今もつれた糸をたぐりながら、これは努力する必要があると思っておりますので、いましばらく時間をいただき、そして直接的には、最終的には私出向いて構わないというふうに思っておりますので、折衝をしてみたいというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 関連ですが、今市長が最初に言われた部分というのは、それ以上言えないのであればあれですけども、いわゆる引き継いだときの約束事がどうなっているのかということが1つと、それからいわゆる最初からこういう形で行く話だったのか、それとも市としてはこれは買い上げるんだという姿勢ですか、そういうことで最初決めて競売で買ったのかどうかという、このスタートの時点がね、どうだったのかということを知りたいと思うんですね。

いわゆる人の土地を勝手にね、ジャスコから譲り受けることはできないわけですから、そこにはその本人がどういう同意をしたのかと。その同意なしにはできないわけですよ。同意なしにしたということは、ジャスコとその土地の持ち主との約束事がそのままということになりますよね。そうじゃないとおかしいもん。そのあたりいかがですかね。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） ジャスコ跡地を購入したときは、そのままの状態で購入したわけです。そして、担保の部分だけを抜いたというような形です。ですから、当初の計画、考え方は今借地をしておる部分等については、その時点の中で買収をかけるというような形に進みました。同時に、ジャスコ跡地のときについても、1年後だったかどうかわかりませんが、交渉に行っ

ております。出発しております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 現実できるんですか、そういうことは。人の土地を勝手に競売にかけて、ジャスコが売ることできるわけ。

（「違うよ」と呼ぶ者あり）

○委員（福廣和美委員） いや、そういうことよ。

（武藤哲志委員「とりあえず個人の方は抵当権設定されてないものだから、だからそこを窓口として別にしなきゃいかんと。ジャスコ全体の土地と建物について宅地の部分は抵当権設定されないのよ。だから、その買収するかどうかという問題が論議になったということなんです。土地貸しとるやつまで抵当権しよつたらあんた、心外やから。だから、その辺の、そういうことは考えてないんだから。抵当権は入っているから」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、担当の方が説明しておりますように、やかたっていいでしょうか、建物の中に含んだるわけです。ですから、その時点で除却するも何もできないと。あるがままの借地としてジャスコが借りられておる条件をそのままに継承すると、受け継ぐと、引き継ぐという形がまず前提でありました。そして、その後市として買収に動くというふうな形の中で方針を立てて、用地交渉に行ったわけです。その中で今言いましたいろいろな問題点等々が背景にあったということです。だからといってそこで終わってはおりませんけれども、ずっと担当は変わっておりますけれども、引き継いで折衝、更新時には今お願いに行っておるというような説明をしたとおりでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ぜひひとつ替え地とか、ある一定の有利な方法で、このままずっといきますと大変な額になりますので、それは今度の市民プールの問題についてはもうとやかく言う筋合いはありませんが、大変ご努力いただいたと。ただし、買収するときには払った金額と同等のような金額になるようなことのないようにね、やはりある一定今の段階で替え地でもしてもらってどっか土地を見てもらうとか、本来40坪について評価額が幾ら、その部分についてこれと同時にある一定の上乗せをすることかというような形でちょっと市長としても担当課の方にご指示をいただきたいなど。ずっと永遠と続くことは、私ども議員としてそんなに長くするわけじゃありませんから、それが何年前からもずっと行われておったというのは、ちょっと後々問題にもなりそうですので。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） ちょっとわかってある程度お尋ねしたいんですけど、財産管理費のところになると思いますけど、公用車の管理関係のところなんですけど、バスがありますね、もとの市議会と書かれておったバスとか、そのバスの件なんですけど、子ども会とかいろんところが相談されて断られておると、もう貸し出しをしていないということになっているんですけど、その中で老人会の方からお話が1つあったんですけど、何で貸し出ししないのかということで、その問い合わせをされた方が行政の方に質問に行ったところ、まず1つは市議会の専用バスがありますので、これはいつ持ち出すかわかりませんから、そういうことでいつでも待機しとかないかんから貸し出しできませんということと言われたということが1つと、もう今は、現在は貸し出しをしておりませんということで、それでは月に何回使用しているのかということをお尋ねすると月に三、四回の使用しかしていませんと。市議会のバスだけに限らないです。今2台あるか1台あるか、それもちょっとお尋ねしたいんですけど。

それと、子ども会とかいろんところから問い合わせがあつて、それも貸し出しする余裕がありませんということで断られたということなんですけど、老人会としては一歩でも外にお年寄りを出して、年に1回ぐらいのレクリエーションをやりたいので、何とか貸し出しをしてもらえるような方法はないのかということの相談がありました。貸し出ししないのだったら、よそからバスを借りて行かないかんなんですけど、なら運転手代とか経費とか、そういう部分の幾らかは支払っても構いませんので、貸し出しできないかと。民間から借りるよりもはるかに安く上がるので、何とかできないでしょうかというご相談があったんですけど、もう行政としてはそういう決め事をされているから無理だということをおも確かにそれで答えはしましたけど、再度ちょっとはっきり答えを出してもらえませんか。

○委員長（清水章一委員） 財政課管財・契約係長。

○財政課管財・契約係長（伊藤勝義） 今のご質問の件ですけれども、マイクロバスは現在2台所有をしております。マイクロバスの運転ですけれども、私の方で業務を委託しております運転者によって運行するというところで運行をしております。

マイクロバスの運行ですけれども、市のマイクロバス運行管理規則に基づきまして、現在マイクロバスを運用しております。運行の方法、それから使用許可とかいろいろ決めてありますけれども、その規則の中の第3条に使用許可ということで、その1つに市の機関が行政を執行する上で必要とする場合というのが第1に掲げられているんですけども、今財政課の方でマイクロバスの許可を出しておりますけれども、基本的にはマイクロバスを運行することによって市の業務の執行に役立つのかということをおも基本に考えておりますので、使用の目的が市の行政の執行に当てはまるかどうかをおも基本に考えて運行をしております。現に、私の方にも婦人会さん、それから老人会さん、それから区長さん、いろんな団体の方が市の方のマイクロバスを出してくれないかというふうな話があります。あくまでもマイクロバスは公用車でありますので、マイクロバスだけを貸すということではできません。私の方のお願いしている運転手で、マイクロバスを貸し出すんじゃなくてマイクロバスを運行するということになります。



今、運行するときの申請の方法といたしましては、市の方の行政、市の業務ということですから、どこかの課が関係していると、所管課の課が必ずあるはずだということで、その課を通じましてマイクロバスの申請を出していただいておりますし、また乗車責任者としてその業務、市の業務に関係しますので、業務にかかわっている職員の乗車責任者ということで乗車をお願いをしております。乗車責任者というのは、正職員、臨時、嘱託、それから小学校、中学校の先生の方も含めるところでの乗車責任者をお願いをしているところです。現在はそういうふうな状況で運行をしております。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 私もこの件について何度か管財課の方ともお会いをしましたし、お話をして、今の状況、お話は確認しておりますが、市長、現状としてですね、今現業で働いていらっしゃる運転手の方は2名いらっしゃいまして、うち1名は市長車、特に専用でいらっしゃる。もう一名の方が大型バスの免許を持っていらっしゃるということで、もう一人の方は大型バスの免許を持っていらっしゃらないという現状の中で、2台一遍にマイクロバスを運転することは、市の今の現状では無理だということ踏まえてですね、今老人会とかは特に社協のマイクロバスを借りてあちこち行かれようとしているんですけども、高齢化が進んでいる中で社協のマイクロバス28人しか乗れませんから、それに乗り足りない。ということは、足りない分を自分たちでレンタカーを借りるなりしなきゃいけないという現状があつてですね、先ほど言われたようにその運行規定があるためになかなか市の方としてはできないということで、レンタカーを借りることによって高齢者の個人負担が皆さん増えるということだったので、もしその1台使えないとか、2台両方同時に使うことができないんだったら運行規定を若干変更することによってもっと使い勝手がよくなるんじゃないかというような意見が出てきたんですけども、そういった見直しについては考えてあるんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 財政課管財・契約係長。

○財政課管財・契約係長（伊藤勝義） 今、渡邊委員さんの方からお話がありましたけども、ある行政区の方と何度となく時間も費やしましてお話をさせていただきました。しかし、今現在マイクロバスの運行規則ということで公用車、あくまでもマイクロバスは公用車でございますので、その中での運行をしておるということでございます。

○委員長（清水章一委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） 運転士の回しがもともと3名おられたんですね、運転手さんは。それで、2名になって、それで議長車、市長車、マイクロバスを2人で運行しておるということで、時々職員さんが運転をするということで、その間の仕事はとまるというような事情があつて、再三再四私が議長のとくにも言うたんですけども、今回は今渡邊委員が言われたように大型免許を持っていない人がおられると。多分、筑紫ビル管理から来ておられると思うけど、どうして大型免許を持っていない人をこちらの方に呼んだのかというのがわからないです。大型免許を持っておられればね、もっと運転士さんの回転ができると思うんです。どうして普通

免許の人をこちらの方にとってもらえたのか。そこがどうしても私はわからんですけど、その辺はどういう経過でそうなったのですか。

○委員長（清水章一委員） 財政課管財・契約係長。

○財政課管財・契約係長（伊藤勝義） 現在、業務委託をしておりますけれども、市長車と議長車とマイクロバスの2台の4台ですけれども、公用車の運転の業務委託は1本でしておりますけれども、中身につきましては市長車の運転と議長車、マイクロバス2台の運転ということで、金の支出の方も違いますし、市長車の方についてはある程度専門的にそちらの方の運転をしていただいているということです。今、お話がありましたマイクロバスの2台の運行につきましてはですね、運行の中でやっております。

○委員長（清水章一委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） そんなばかな話があるものですか。そんなばかな話あるの。そんなら議長車はどうでもいいということになりますよ。市長車は専属でつけておいて、議長車は何で専属をつけないのかというふうな話になりますよ。もともと2人おったんやから、市長車、議長車とマイクロ担当と。それを財政が厳しいから3人を2人にしたんですから。2人で回るから専属の運転士というのはおらんというふうになっていたはずですよ。それは、おたくが決めたかどうか別で、それはもうトップの方で決めたろうけども。それでは、1人でマイクロバスと市長車を運転しなきゃいかんようになるでしょ、運転手は。2人といっても実質1人しかおらんでしょ、市長車専属になれば。それなら、議長専属もつくってくださいよ。そんな議会をばかにするようなことはせんでくださいよ。当然でしょうも。どげん違いますか、市長と議長は。

○委員長（清水章一委員） 財政課管財・契約係長。

○財政課管財・契約係長（伊藤勝義） ちょっと私の説明が不足だったと思いますけれども、現在言いましたように市長車と議長車、それからマイクロバス2台の運転の業務を2人をお願いをして、その中でいろいろの行事のときの運行ということで調整をしながら運行を今現在しているところでありまして、ちょっと私の方の説明が不足しまして誤解を与えたと思いますけれども。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ちょっとこの事務報告書75ページからの13節15節執行一覧表。この75ページの上から2番目に太宰府市公用車運転業務委託、市長車運転業務として筑紫ビル管理に委託されていると。2人で440万3,994円。だから、ここを含めて今担当課の方としても、村山委員からの質問はあっていますが、これ以外にはいないのかどうか。これが2人分の給与になっているのか。これもあわせてお願いします。

（「休憩、休憩」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時08分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時25分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（石橋正直） 議長車と市長車とマイクロバスの運転管理業務委託の件でございますが、基本的には市長車及びに議長車の運行については支障がないように常時2名雇用しております。それで、マイクロバス、議長車、市長車3台とも同時に動かすというようなこともありますので、そのときはさらに1名委託会社の方から派遣していただいて対応しているというのが状況でして、市長車の運転、議長車の運転には支障がないように心がけて行っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） 総務部長の話やけど、支障がないようにと言われるが支障が何遍も出ていますよ。私は議長だったから、言われなかったけども、議長じゃないから言いますけどね。例えば事務報告書の75ページでは太宰府市公用車運転業務（市長車運転業務委託）と書いてありますね。次の76ページには太宰府市公用車運転業務委託の中に太宰府市役所マイクロバス等公用車と来る。議長車は等の中に入っている程度ですか。議長車という議の字も書いていない。その程度かなあというふうに思うわけですよ、議長というのは。同じ長ですよ。あなたマイクロバスが出て、市長車が出て、急に議長が行かなきゃいかんというときに再三あったときには、事務局職員が運転をして行っていました。そういう場合は、事務局の仕事がとまるんです。急いで筑紫ビル管理から運転者が来て議長車の運転をするということは、少なくとも私が議長の間はありませんでした。そうした支障が何遍もあっています。

以上。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） 私が言うた話と今違う話になっていましたので、私の話をまとめてもらいたいと思います。

まず、今マイクロバスは何台あるかというお尋ねをしておりましたけど、その答えがまず返ってきておりません。

（「2台と返ってきた」と呼ぶ者あり）

○委員（後藤邦晴委員） 2台、その2台の中で今そういう議長車とかというお話が出ていますけど、社協から貸し出しがあっているということで、社協はバスが足りないということになっていると思いますので、バスを社協に譲るか、それか時期を見て貸し出しするか、何かそういう方法というものはできないのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 議会から譲り受けましたバスと、それから市が購入したバス2台ございます。それで、福祉協議会には福祉協議会の運営状況で管理されていますし、市は市の方で管

理していますので、今すぐ福祉協議会の方にバスがないから1台市の分をとというわけにはいかないとします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。7目ありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、バスの問題になっていましたが、この95ページに25節積立金の公共施設整備基金積立金として4,728万9,759円、これが1点ありますが、決算書の443ページをお開きいただくと、太宰府市全体の基金の状況があります。それで、下の方から載っていますが、今の金額が、4,728万9,759円が積み立てられたということですが、決算年度末現在高は894万1,843円、こういう状況になっておりまして、1億円を取り崩して利息として2万6,929円の関係がありますが、最終的には現在この積み立てて、4,728万9,759円が最終的には894万1,843円、ここの部分についてと1億円の取り崩しとの関係ではどういうふうになったのか、ちょっともう少しわかりやすく説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 財政課財務係長。

○財政課財務係長（平田良富） 一応ですね、こちら管財・契約係の方の担当する基金というふうになりますけれども、ちょっとこの基金の全体の見方について先に私の方からご説明しておきたいと思います。

今、武藤委員の方から言われました決算書の442ページ、443ページの見方なんですけれども、ここが基金には会計年度、出納整理期間というちょっとその辺がですね、一般の市の決算状況とちょっと違いますので、見方をご説明しておきますと、442ページ、前年度末現在高というところが平成18年3月末現在というふうになります。それから、443ページの一番左ですけども、決算年度中増減高、ここが平成18年4月から5月末まで、いわゆる出納整理期間の増減になります。それから、失礼しました。

（「平成19年」と呼ぶ者あり）

○財政課財務係長（平田良富） いや、平成18年です、平成18年で結構です。

それから、真ん中、443ページの真ん中が平成19年3月31日現在、そして一番右、備考欄のところになりますけれども、これが平成19年4月1日から平成19年5月末までの積み立てとか取り崩しの状況になります。

ちょっと基金の場合はこういうふうにして見にくうございますけれども、今質問が出ました公共施設整備基金のところだけ簡潔に申し上げますと、今年度4,700万円ほど積み立てをいたしまして、平成18年度、経年度で言いますと、平成18年度末で言いますとですね、5,623万1,602円というふうな状況になっております。

（「ますますわからんわ」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） もうちょっと、もう単純に見てよ、この95ページに支出として4,728万9,759円を積み立てますよというのは私どもわかるんですよ。その数字がここに載っているん

です。ところが、平成18年度の決算では894万1,843円しかない。その前に1億円取り崩したということになっているんですね。取り崩しもして、その残りは1億891万4,914円から1億円差し引いたこの部分と、この部分に物すごく大きな差があるんでね、本来は4,700万円と894万円を足した金額になるんじゃないかというふうに普通は見るんですよ。ところが、現在高は894万円しかありません。積み立てた金額がこうですと。だから、その辺が見たときにね、積み立てているけど、逆に、金額は減っているなど。この1億円を取り崩したというのは看護学校の跡地のいろんな部分もあって、あそこのために取り崩したという説明があったんだけど、取り崩してなくなったから新たに4,700万円足したんじゃないかというふうに私としては受けとめたんですが、私の間違いなのかどうかということなんです。

○委員長（清水章一委員） 財政課財務係長。

○財政課財務係長（平田良富） 濟いません、なかなかこの表の見方が難しくてですね、申しわけないんですけども、今言われたとおり、委員さん言われたとおり、平成18年度中にですね、1億円の取り崩しを行ったという事実がございます。それで、ここの443ページの決算年度末現在高というのが890万円ほどになっています。これが平成19年3月31日現在ということで、備考欄に入っている分が、いわゆる出納整理期間、この期間に4,700万円ほど積み立てていると。ですので、結局今の残高は幾らなのかといいますと、右の2つの欄を足した金額になります。したがって、足して5,600万円ほどの残があるというふうになります。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、下の方の数字は増えるんじゃないかねと私は言いよるわけ。ただし、下の数字は18億円ですか、しかない。ただし、その中の4,700万円は消えとること。基金上では数字上の関係じゃ違うんじゃないかと私が言いよるわけ。

（「それは期間があるわけや」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） うん、期間があろうけど。だから、実質はその部分についてはこの決算カードとのかかわりがあって出てくるんだけどね。だから、もう縦横斜めこうしていかんとわからないというかね、あなた方はよくわかるだろうけど、私どもが見たときに4,700万円積み立てたが、現在は890万円しかないよと。これと足していただいたら5,600万円ある。ただし、下の数字は違ふと。大体どこに金が行って、どこにどうなっているのかと。太宰府の財政は厳しいですよと言われれば、何かそのとおりのような感じがするなど。だから、実質の年度末、平成18年から平成19年にまたがっているとか、そういういろんなこう、平成17年とかこうあるんだけどね、実質太宰府の財政力はどうかというのは決算カードで出てきます。こういう差がここに出てくるんでね、お聞きしました。

それから、ちょっと委員長。

○委員長（清水章一委員） はい。

○委員（武藤哲志委員） これと関連する問題があるんですが、1億円も出して、ほかのお金も出

して看護学校跡地を購入しました。防災施設としての整備も行いました。備蓄施設。ところが、社会福祉協議会のヘルパーのやはり拠点としてやったわけですが、あれだけのお金をかけて購入した部分については社会福祉協議会から家賃をもらうのか、無償で提供しているのか。これちょっと大きな問題にもなると思うんですが、外郭団体ですし、ヘルパーというのは当然介護料をもらうわけですが、どういう状況に、平成19年度の予算編成の中では社会福祉協議会にあれだけの施設を貸しているわけですが、どのくらいぐらいの使用料をもらおうとしているのか、その辺がわかりましたら参考にお聞かせいただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 現在、看護学校跡地について社会福祉協議会のヘルパーの滞在所として貸し付けを行っております。この分につきましては、建設当時の平成18年度中に、今年の4月から入居したわけですが、入居以降については普通財産貸与規定ということの中で市の貸し付けを参照して約35万円ほどの年間使用料をいただくように話をしておりました。ところが、4月1日に入居したところが、今までのいきいき情報センターであれば光熱水費とか必要経費、電話料のみぐらいの支出負担だけでほとんどの費用負担がなかったということで、いきいき情報センターについては今まで月額3,000円でした。それで、今度4月に入ったところが、やれ光熱水費だとかいろんな費用がかかるということで、とても35万円相当の金額は払い切れないというふうな意思表示をなされましたので、現在もその使用料についての協議を継続して行っています。当面は、今のところ当初並みの3,000円の使用料をいただいております。私の方は一応35万円の使用料をいただきたいということで現在協議中でございます。10月1日以降、新たに協議を継続していきたいということで今考えております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ちょっとこれだけのお金をかけて購入してよ、あれだけの建物を貸して、今までは外郭団体だったと思うんだけど、ヘルパーというのは当然介護保険料を払い、介護料を1時間当たり幾らという形で行っていくわけですが、社会福祉協議会の介護はボランティアでやっているとは思えませんよ。コムスンだってあれだけ問題があつて、許可取り消されたように、やっぱり事業として利益を得るための介護をやっているわけですから。しかも、介護認定を受けているところ。今までは3,000円で公共施設を居場所がなかったから向こうを利用させたのはわかるけど、独立したあれだけの大変大きな施設を3,000円で貸すなんていうのは、私にも貸してくれんですか。私、倍の6,000円ぐらい出しますが。私も介護ぐらいできますので。そんな中途半端なやはり行政運営は問題があるんじゃないですかね。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 私もそのような考えで現在協議を行っております。

福祉協議会については、社会福祉法の中である程度助成はしなければならないという考えはございますけど、今社会福祉協議会そのものの年間補助金については7,500万円程度だという

ふうを考えています。ただ、これが年々補助金についても下がっていますので、社協自体の基金も去年から取り崩さなければ運営ができないというような状況になっておりまして、今言いましたように介護保険がただ一つ実施事業の中でも収益を上げなければならない事業に位置づけしております。そういった中でですね、現在やっぱり職員の意識改革が必要であるというところを考えています。やっぱり私がここに来ましてですね、市の職員以上にやっぱり親方日の丸的な考えがどうも職員にあるようでございますので、そういったところを改革してですね、介護保険に力を入れなさいと。まして、今入浴サービスについては、福祉協議会だけしか持ちません。そういったところを何で力強く啓発して介護に力を入れないのかというふうな指導を行っております。それで、平成19年の介護についてはどうも聞くところによると赤字になるような話もありますので、そういったところをですね、十分に協議しながらですね、幾らかでも黒字を生むように財政運営を立て直して、早い時期に使用料についてはうちの考えどおりの金額をいただきたいというようなところで現在協議を進めておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それは今現在の話ですよ。この話をずっと社会福祉協議会でしょったんでしょから、光熱水費とかそういったことはもう事前にわかっているじゃないですか。何で契約するときにそういうことが整うまで契約を延ばすとかそういうことをしないわけ。入った後にお金の交渉したってもう出て行きやせんでしょうが。おかしいよ、どう考えてもやり方がね。3,000円で市は10倍近いお金を要求、無理でしょう。何で最初にせんわけ、それ。何でしてないんですか。わかっているじゃないですか、最初から光熱水費が要るということはわかっていることでしょうか。それをうやむやにしとったわけ。そこがどうもね、説明はわかるけど、そこと結びつかんもん。その問題、部長が言うことはわかるけども、そこと最初の話と全然結びつきがないから理解のしようができません。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 私も当然本年の4月に35万円程度の年間家賃で契約できるものというふうにとっております。ところが、今申しますように新たな経費があるということですね、それと現在の福祉協議会の財政事情を勘案して、市の方も前年並みの補助ということで考えはしたんですけど、平成18年度決算が約1,600万円ほどの社会福祉協議会独自の基金を取り崩さなければ会計が回らなかったことと、平成19年度についても2,000万円相当の基金を既に予算計上して現在の財政運営をしているというような状況の中で、今言いますように光熱水費、上下水道費というのが応分の負担があるということを言われると同時に、現在社会福祉協議会が借りているホームヘルパーのほかにも身障協の事務室並びに会議室等がございます。ここについては不特定多数の人間が使用するということで、社協だけの使用ではないその光熱水費、上下水道費用についても負担するののかという話もございますので、そういったところを整理しながらですね、早い時期にうちの金額についての提示をして、契約を結びたいということ

で現在考えております。よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 127ページをあけてみてください。一番下の方にね、社会福祉協議会に出しているお金、8,910万5,550円ですよ。しかも、あの建物の元利償還として537万5,000円も社会福祉協議会のあの3階建ての建物の借金まで返してやっているわけ。それ以外に、次のページに運営費として7,535万6,000円、総合福祉センターの運営補助として837万4,550円、これ社会福祉協議会全体に出している金額というのは本当9,000万円近い。それ以外の分もあるんですよ。これはこれなりの分はわかるんだけど、早よ言えばコムスンと同じようなヘルパー事業をやっている。これは収入を伴うもの。その伴う事業をやるために私どもに説明があったのは、今の状況の中で対応できない。ヘルパーは今三十何人かおるんじゃないですか。その人たちが1時間当たり幾らだとかね、そういうお金をもらって独立採算でやる施設を、わざわざ福祉活動市民のための介護高齢化対策としてやった施設をね、コムスンが来たらコムスンからは月に100万円とか50万円とかの家賃ははもらえるかもしれないけど、太宰府市の外郭団体は月3,000円でいいなんて、それはほかの、今五条、その中央公民館の前にも介護施設がありますし、いろんな介護施設が太宰府にはありますけど、そこのやっぱり均衡は図らないとね、行政は余りにも私ども福祉活動している、ヘルパー活動している、介護活動しているところとの格差はね、均衡がとれませんよと。逆に訴えられてみませんか。赤字だろうと何であろうと、それはその団体が努力をする義務があるわけ。それをわざわざ太宰府市が大変な金を出して買った施設を月3,000円で利用させるなんていうのは、これはちょっと問題がありますよ。その結果、太宰府の財政が借金を払っていかなきゃいかんわけですから、ずうっと。借金のあんだ、利息のあんだ、1時間分ですよ。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 予算書の129ページにありますように、確かに社会福祉協議会には年間7,500万円の補助金、そのほかに総合福祉センターの運営費として830万円ほど支出して、合計が8,900万円ほど支出はしております。ただ、先ほど申しましたように社会福祉法人であります太宰府市社協については、市の事業しての日赤とか共同募金事業、そういったものも行っていきますし、当然に補助しなければならないというところもあるかというふうに思っています。今言いました介護保険事業については、あくまで自主事業でございますので、今言われるように市内にはたくさんの競争する法人がございます。そういったところを考えれば当然に看護学校跡地についてはそれ相当の使用料というのはいただかねばならないというふうに私も考えていますので、早い時期に協議をいたしましてですね、うちが示します最低でもうちの基準どおりの使用料についてですね、お話をしていきたいということで考えておりますので、よろしくご理解方お願いします。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それが、協議が調わなかった場合にどうするか。いつまでの協議で解決



をするのか。もし、来年度まで持ち越すようであればもう最初の予算から削る、大幅に、それぐらいのことを考えてやらんとこれはだめですよ。税金ですよ。さっき言ったように、税金のむだ遣いというのをこういうところでさせたらいかんですよ。こういうのが積み重なっていくんですよ。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） では、ここで1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後0時59分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続きまして会議に入ります。

2款総務費、1項総務管理費、8目契約管理費、質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 先ほど論議になりました社会福祉協議会の決算書、ちょっと短時間ですが、目を通させていただきました。それで、先ほど担当部長の方から説明があっておりましたが、社会福祉協議会の決算書の状況については、担当部長から言われたような全体的な社会福祉協議会の決算上については赤字になっております。ところが、後で確認をそちらの方でしていただきたいと思うんですが、やはりこのヘルパー事業というのは当然国、県や自治体からの補助を受けております。その部分について見ますと、介護自立支援の関係で1,265万8,027円、それから運営費収入として8,399万8,990円、こういう部分と利用者の関係がずっとありまして、見ておりますと最終的には保険料収入としては利用者から4,251万4,447円いただいております。そしてまた、自立支援費等収入として1,265万8,027円、運営費収入総額8,399万8,990円、こういう状況になっておりまして、最終的には当期末繰越活動収支差額、これが2億2,492万8,670円になっております。だから、こういう収支の関係は社会福祉協議会全体として見るのか、介護支援施設として見るのか。その辺の国、県の補助金もありますし、当然利用者の負担もあるわけですが、その介護施設として大変な設備の改築などをやったわけですけど、内部的にはやはり検討した上でね、やはりこれだけの国、県の補助金をもらったり、利用者の利用料の1割負担から2割負担とありますが、やはり3,000円という家賃というのは余りにも収入収支のバランス上は問題がありますよということで、ちょっと内部的にはですね、担当部を呼んで、私が先ほど言いましたように太宰府にもいろんなそういう支援、介護施設的なものとのバランスをとっていただきたいという状況ですね。

太宰府の場合はコムスンは入ってきておりませんでしたけど、太宰府のたくさん、逆に水城病院だとか丸山病院だとか、様々な形で送り迎えもされておるようですね。そこはそこなりにやっているわけですから、やはり太宰府の外郭団体と言いながらも収益事業を目的としているという問題がありますので、とりあえず決算書を今お借りしてみましたら大変な額が介護に

よって収入が出ている、またそれに対する支出もありますので、その辺は来年の予算の編成にはですね、やはり議会としてここにおられる方も私と同じ意見じゃないかと思うんですよ。1カ月のあれだけの使用料が3,000円というのはちょっと納得しがたいという意見を述べておきますので。

○委員長（清水章一委員） 8目について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 9目財政調整基金費について質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 10目人事管理費について質疑はありますか。  
武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ちょっと申しわけない。今委員長から96ページ、97ページの部分でちょっとですね、たくさんあります。

監査意見書、まず2ページ。私、市がどういうふうにかわっているかわかりませんが、監査意見書の2ページの上段の2、随意契約について。

平成18年度中の契約状況は、決算審査提出資料によると次表のとおりであり、契約件数1,185件のうち指名競争入札が166件、14%、随意契約が1,019件、86%になっていると。一般競争入札はゼロ、指名入札が166件、あと1号、2号、3号、そのいろんな緊急性の問題とかありますが、こういう合計が、出されております。

それで、具体的に市の方からの説明としては決算審査資料の30ページ、ここについては後から過去の退職の問題もありますが、まず平成18年度決算認定資料として公共工事にかかわる5年間の平均入札率、最高入札率、最低入札率という問題について出させていただきました。平成14年度から平成18年度までですが、まずこの太宰府の平成18年度の平均入札率については89.4%です。ただし、最高入札率ははっきり言って過去の平成15年度よりも少し下回っておりますが、96.8%です。最低入札率は55.7%という形で出されております。

それで、やはり以前も今の入札の問題についてはですね、どういうふうにしていったら一番いいのかということですが、ここで、後からも出てきますが、まず事務報告書の75ページからの13節15節執行一覧表。先ほど、村山委員からも、また後藤委員、渡邊委員からも質疑がございましたが、77ページをあげていただくとですね、やっぱり入札がこれだけの最後のページまで全部わかりやすく具体的に出していただいております。やはりどういうふうにかつこういう入札制度を、まず77ページの上から5番目になりますが、庁舎空調自動制御装置の保守点検委託として千代田計装（株）に378万円ですね。そうすると、空調関係でやっているんですが、こういう冷暖房の空調保守点検、これが（株）テクノ菱和、そしてずっと来まして庁舎冷凍機保守点検委託がやはり（株）前川製作所に197万4,000円ですね。

それからですね、次のページの78ページ、下から見ますと庁舎空調設備改修工事、空調設備改修一式262万5,000円、（株）テクノ菱和、こうなっていますが、また戻っていただくと

(株)テクノ菱和にその部分を保守点検してもらって、また改修一式でまたその年に全額出している。初めからもう空調設備一式をしてもらえば、何で(株)テクノ菱和に早よ言えば400万円近くも金払わなきゃいかんかったか。もうそういう分を見ておまして、いろんな部分もありますが、後からも出てきますが、このシステムの部分についても委託、委託、委託、切りかえ、委託という形でもう本当に出てくるわけですね。これが監査意見書に出されている、早よ言えば随意契約になるわけですが、これを見直すことによって大変な財政の削減につながるんじゃないかと。だから、同じ年に保守点検してもらって、あと全部また入れかえてしまったというんなら、そういうものも検討し直していく必要があるんじゃないかと思うんですね。きちっと事務報告書に書かれていますから。

(「点検した結果、改修工事が必要になったから臨時工事をやったという見方もできる」と呼ぶ者あり)

○委員(武藤哲志委員) うん、まあそらできるけどね。だから、そういう全体的に13節、15節を見ていくと、保守点検をやりました。システムを変更しましたと。そういうのがいっぱい出てくるわけですが、これが債務負担行為になっているからそういう状況になるわけですよ。だから、ここにある指名競争入札が166件、あとは随意契約として1,119件も出てくるという問題がありますから、今後の契約条項についてはどういうふうにするのかということで決算審査資料の41ページ。あなたの方が具体的の方針を出していただいて、41ページの一番上に経費削減のために競争入札を行う必要があるが、今後の考え方についてと資料要求を私させていただきました。そうすると、地方自治法施行令第167条の2第1項1号以外については、随意契約によることとした理由の点検を行い、随意契約によることが適切でないと判断される契約、及び契約の見直しの余地があるもので仕様書等の作成を行うことにより競争入札方式によることが可能であると判断される契約は、今後競争入札方式に移行する必要があります。移行する必要があると言うけど、移行しますにはなっていないんです。だから、ここの中にある13節15節執行一覧表、それから監査委員が指摘していること、それからやはり太宰府の財政をやはりこれだけの13節15節執行一覧表では本当にシステム、今近代化されていますからそういう部分はあるんですが、今後の財政を安定されるためにはここに手をつけない限りには太宰府市の財政の安定は図られないなと思いました。だから、その辺は今後の平成19年度の予算編成に当たってはどのようにお考えになっているのか。見ておまして、何で保守点検してまた保守点検しなきゃいかんか、見直ししなきゃいかんかというのがありますので、その辺の今後の債務負担行為や契約条項について、やはり競争、だから競争によって最低限をなくすことは余りよくないということもあります、その業者が倒産したりすることもありますから。最低限という問題があるけど、入札の最高額についてはさっき言うように高い比率で落札されている。だから、その辺は今後の入札、債務負担行為、どういうふう考えられているかをお聞きしておきたいと思えます。

○委員長(清水章一委員) 総務部長。

○総務部長（石橋正直） この監査意見書の2ページですが、地方自治法施行令第167条の2第1項ですか、これには随意契約ができるという項目がございまして、第1号につきましては一定の金額、これは太宰府市でも会計規則の中に含めまして、工事請負費の場合は130万円以下は随意契約、委託費の場合は50万円以下は随意契約でいいんですよというのがございます。その合計が633件で、約半数以上がそういう少額の工事あるいは委託費を随意契約しているということで、2号以下それぞれ理由がございまして、それで、その理由が正しい理由なのかということとはここではっきりは言えませんが、担当の立場に立ってそのものを見たときに、やはり2号に該当する、3号に該当するというので、随意契約そのものが予算に大きく影響してくるということにはつながっていないというふうに私は考えています。

それで、できるだけやはり競争入札することの方がいいということはわかっておりますが、やむを得ない理由がある場合は随意契約をしていくことになるんじゃないかなというふうに考えていまして、指摘されますように仕様書等の作成ができるものについては仕様書等をつくって随意契約は少なく、競争入札を増やしたいというふうには考えております。ただ、地方自治法に基づいてやはり随意契約することによって、職員の事務の手續、事務の量が相当削減されますことから、やはり法律で認めてあるものについてはやはりそういう形をとりたいということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、本当に債務負担行為というのが物すごく太いんですね。債務負担行為もいい面もありますよ。ただし、債務負担行為を2年、3年、5年というふうに単年度見ていくのかどうか。それともその業者の部分について新しいシステムに変わっていくんだけど、いろんな業者がおるんで、やっぱりそこは具体的に債務負担行為よりも単年度単年度、やはりほかのいろんなすばらしい企業もあるわけですから、その企業がやっぱり太宰府市がする場合について、まず13節15節執行一覧表の78ページ、ここで見ていただくとその庁舎の保安警備業務委託から防犯、それから清掃、変電だとか、本当にですね、ここだけで7,228万2,671円、それから80ページを出していただくと、この財務会計システム及び文書管理システムカスタマイズ委託とか決算書仕様変更業務委託、ここで1億1,386万9,508円とかですね、本当この金額が、だから財務会計システム及び文書管理システムカスタマイズ委託として一番上に日本電気（株）が157万3,950円、その下の方にNECリース（株）が3,129万7,512円ですね。もう見ておりましたいろんな部分があるんだけど、やっぱりここをどういうふうやっていくのかですね、システムだけとかというのはもうあらゆる最後の部分まで出てきます。だから、大幅にね、この13節、15節、これは随意契約としてやるのが財政的に効率があるかどうかというのも、この財政の厳しい中には見直していく必要があるんじゃないですかと。大変貴重な資料を出していただいたことにはもう本当に私どもも13節審議するのにわかるんですが、やはりここを大々的に。このお金というのは、やはり支出することによって一番大きなさっきの経常収支比率の比率の大きな割合を占めるわけですよ。負担金、補助金、交付金、維持補修

費、この中に入ってきますから。だから、その辺は今後どう経費の削減をされるかをちょっと検討いただきたいという形です。その辺はいいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 誤解がないようにしておきたいと思いますが、まず債務負担行為で3年とか4年、5年の債務負担行為の承認を受けるものについては、あくまでもそれは随意契約との関連はございません。債務負担行為は後年度の契約について約束して、毎年毎年契約をしてよろしいかということで議会にお諮りするものでして、競争入札あるいは随意契約との関連は全くございません。債務負担行為をとっておいて、5年間で幾らで請け負いますかというような競争入札になったり随意契約になったりします。債務負担行為をとったからといってイコール随意契約ではございません。競争入札をしているものもこの表の中にはたくさんございます。

それで、やむを得ず随意契約をしているもので大きい金額については、これは電算関係が多いんですけども、電算についてはやはりもともになる機械、コンピューターを導入していただきます。そのコンピューターの部分を決めるのはやはりいろいろヒアリングをしたり、物を見たり、デモをしてもらったりして、複数の人が見てここの機械がいいということを決めてから契約をします。

確かに契約するときはやはり希望する額、業者側が言う額は業者の言い値であって、市は市の買い値がございますので、そこに交渉というのが生まれてきて、交渉して行政が納得する金額で契約、これは随意契約になりますけども、随意契約をしているというのが現状でして、その機械についてくる今度はシステムがございます。そのシステムと機械はもうイコールですので、どうしても機械を決めたらその会社と随意契約をしていかざるを得ないというのが現状でして、このやはり電算関係とかもともになる機械があるものについてはやはり債務負担行為をとって、後年の契約の約束をした上で随意契約ということで、随意契約を競争入札に変えることは非常に難しいのではないかとこのように考えています。

それで、随意契約イコール値段が高いということではございませんで、我々はその知識を持って業者が提示する額を交渉して、そして行政側が納得する額まで落とさせていただいて契約をしているというのが現状ですので、競争入札がふさわしいと言われればそれまでではございませんけども、やはり随意契約によってもやはり有利に契約しているものもあるということで、できるだけ競争入札ができるようなシステムに近づけていきたいとは思っていますけども、やむを得ない事情があるものについてはやはり随意契約をしていかざるを得ないということもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ただ、こういうシステムをすると大変な金額がかかるんですけどね、この中には超一流の企業ばかりが書かれているんですね。いろんなところにやはりお願いして、日本電気にしてもNECにしても日立にしても、NTTにしたって素晴らしい能力を持っ

ているわけですから、やはりそういう契約をしよう、システムを設定させようというときに、やっぱりその業者に全部こういうシステムについてその会社がどういう規模でどういう能力があってどういう対応するというのをね、やはりこれだけの大きな、金額的には億を超す金額ですから、やっぱり呼んで、そしてやはり協議をさせるという必要があるんじゃないかなと。私どもがどういう経過でその会社と特殊な技術ですから契約されたかはよくわかりませんよ。私どもにこういう契約しましたというのは報告というのではないわけですから、当然公共事業については事後報告、大きな金額については議会の承認になりますけど、やはり今後の財政支出をしていく上では大幅に見直す必要があるんじゃないかなと。だから、何社かそうそうたる企業もありますし、しょっちゅうテレビのCMに出ておりまして、今コンピューターについても本人以外は使えないこの指紋認証制度とかです、いろんな部分が出てきているでしょ。だから、やはり次から次にシステムは変わっていきますし、以前も皆さんが学業院中学校や各小学校、中学校に入れたコンピューターが、3年もしたらもう対応できませんよと、こう言われてね、新しい施設に変えなきゃいけない。そのときに、投資した金額は物すごく大きな金額ですよ。

だから、ここで見ておりまして機能が次から次に制度が変わっていく、国も国民健康保険の問題でもそうですが、退職者医療制度が入ってきて苦労した。今度は、後期高齢者医療制度が入ってきて年金から天引きされる。また、その都度システム変えなきゃいかん。もう本当次から次に出てくるわけですが、そういうこのシステムに対応するためにまた多大な金を出さなきゃならないという問題もありますし、内部的なやっぱり協議が必要じゃないでしょうか。見直しをやっぱり行っていただきたいと。

私、今ここに出されていることについては大変だなというのはよくわかりますから、今後の課題としてね、お願いをしているところです。

以上です。

それから、次のこのページの中に、委員長、いいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 一般質問もさせていただきましたが、決算審査資料の30ページ。

やはり市長としても再任用者が今後あるということで、ここではですね、来年度10人の優秀な職員が退職される。平成23年度まで合わせて67名、この人件費が大体1億3,188万円です。1億3,000万円を超えるという金額になるんですかね。こういう職員採用、再任用がどういう状況になるかわかりませんが、これだけの職員が少なくとももう平成30年には職員の3分の2ぐらいが退職近くになるんじゃないかなあと思うんですが、やはり市長の私の質問に対して雇用によって一生涯の人件費というのは以前から2億円から3億円かかるというふうに言われておりまして、その2億円、3億円の場合はそういう施設の利用料だとか衛生費の関係だとか共済費だとか退職金の積み立てとか様々、本人に渡す金額がそのまま2億円、3億円じゃないと思うんですけど。ある一定これだけ67名も退職者、これはやはり再任用を受けなかった場合

は、やっぱりそれなりに補充をしていく必要があるんじゃないかなど。

以前も市長さん、総務部長さんもされたこともありますし、私どもの議会に職員採用を再三当時の市長さんや助役さんが議会に承認を求めてきておりましたが、今全くそういうものがなくて保健師さんを1名だけということですが、私どもとしては職員採用はぜひひとつ将来の問題もあります。早急に前回ではまだ具体的な採用は明らかにされていないということですが、早い時期にやはり採用計画を明らかにしていただきたいなということです。

(「よし、わかった」と呼ぶ者あり)

○委員(武藤哲志委員) どういうふうにわかったの。私が質問しよるんだけど、どういうふうにわかったのかな。

○委員長(清水章一委員) 答弁はありますか。

○委員(武藤哲志委員) どういうふうにわかったか説明してくれんね。私はようわからんから聞きよる。

○委員長(清水章一委員) 副市長。

○副市長(平島鉄信) さきの一般質問の答弁でも市長が申しあげましたように、事務量がどうなっているのかというものをまずつかんで、職員数が何人要るのかと。職員数がかなり落ちてきておりますけども、これは民間委託がかなり進んだ。学校の調理員さんあるいは保育所の委託、そのほかいろんな事務を電算化して職員数を増やさないようにしたとか、そういうものが人数の大きく減った原因だろうというふうに考えます。

それで、今市の職員でやらなければいけない事務というのは必ずございますので、その事務が何名程度必要なのか。ですから、一番減ったのはやはり職種で言いますと行政職2というんですかね、給料表で言いますと単純労務の職員が一番減ったと。そこで、委託しましたので、事務職の方に振りかえたという職員もいますので、事務的な職員についてはやはり減るのは減っていますけども、随分この数字が減ったまでにはその職員が減っていないというようなところもございます。そういうことからどれだけの事務量があって、どれだけの職員数が要るのかということ再度検証していかなければいけないというふうに考えています。

前回は議会の方で一般質問の中に若い人の能力をやはり注入して育てていく必要はあるんじゃないかと。それはもう市長はそういうふうにしておりまして、今はそうだけでも、財政再建を考えた上での判断もしなければいけないということもございますので、事務量を確かなものにはかりまして、そして職員採用を早期に導入できるような体制であればやっていきたいと、そういうふうと考えております。

○委員長(清水章一委員) 武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) わかりました。

それとあわせてですね、決算審査資料の中の31ページに全課にわたりまして嘱託職員が総務部、それから各課にわたって出されておりますが、当然今31名も職員の方が退職や亡くなられた形でしてありまして、この部分についても来年度その足りない分について、今職員採用が行

われない場合はどうしていくのかという問題と、またある一定その見直しも行う必要があるんじゃないかと。特に、32ページにこの五条保育所、都府楼保育所はこの当時入っておりましたけど、この南保育所の部分、今度市長の方針としては定数を上げていくと。こういう決算状況見ますと、嘱託職員としての賃金額も大変大きな金額なんですね。こういうある一定、内部的に検討をし、増やすところは増やしていかないと今の職員は対応できないと思うんですよ。だから、平成19年度のこの臨時、嘱託、派遣会社もいろいろありますが、現在のところ要望、平成18年度の結果は出ましたが、今は平成19年度。来年度の予算では臨時、嘱託あたりは大体どのような状況に考えようとしているのか、やはりこれも抑えようとしているのか、この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 平成20年度の臨時、嘱託等につきましては、まだそれぞれの要望をとっていませんし、ヒアリングも行っていませんので、まだはっきりしたことはご回答できません。ただし、やはり職員数が採用試験していない関係上、やはり臨時とか嘱託でその業務に対応してきていることもございますので、その辺職員の採用、それから再任用、それから臨時、嘱託あわせて調整していきたいというふうに考えています。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 一番私の問題点としては、あなた方には職務権限があります。ところが、臨時、嘱託については職務権限がないんだけど、どの範囲まである一定起案をさせて事務を省略し、早期に決裁ができるようなシステム構築ができないかどうかです。臨時、嘱託の場合は受け付ける。ただ、その決裁は当然公務員がしなければならないんですが、直ちに対応できるような起案、決裁を求めることまでできるような、そういう機能というのは持たせることができないかどうか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 臨時、嘱託においてもですね、やはりコンピューターを操作しまして、支出伝票の入力をしたりという事務は補佐的に行ってまして、職員のかわりを十分務めていただいております。

それで、そういう事務の補佐ですからそういうことは行って、あとやはり決裁は係長、課長、部長というふうに、多くが電子決裁ですので、コンピューターで自動的に上の層に上がっていくというシステムですので、それを立ち上げるのはやはり今嘱託、臨時でも十分対応しているというのが現状です。

（武藤哲志委員「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、2款総務費、2項企画費、1目企画総務費です。

質疑はありますか。



渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 濟いません、このIT推進費のところにあります印刷製本費なんですけれども、こちら平成17年度もですね、1,400万円、平成18年度も1,300万円という印刷製本費が入っているんですが、これは具体的にはどういったものに使われているんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 地域振興課長。

○地域振興課長（大藪勝一） この印刷製本費関係につきましては、例えば納税通知書とか、選挙関係であれば入場整理券とか、それからそれぞれの各申請書関係、そういった部分での印刷製本ということになります。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 濟いません、先ほどいわゆる随契の話の中で電算関係が出てきたんですけど、おっしゃるとおりでシステムに非常に依存した、ソフトがですね、オリジナルのソフトですからそうなるかと。ですから、もしいわゆるここで価格競争させるようなことになると買う側、この場合自治体が大変本気で取り組まないですね、なかなかやれない。しかし、やはりそういうノウハウとか知識というのはなかなか手元にないから、以前私提案でCIOを導入してはどうかということでいろいろお答えがあったんですけど、その後何かそんなふうな将来にわたって検討していこうというような話とかはありましたでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 地域振興課長。

○地域振興課長（大藪勝一） 委員さんがおっしゃいましたように、嘱託職員でも電算関係ということでそういったことになれた方を採用したらどうかというふうなことがございました。一方で、市の方の電算担当職員、こちらにつきましても長年経験をしてきておまして、そういった部分である程度のノウハウは持っておるかと思います。そういった中でも他市の状況等も見ながらそういった職員関係、新しい形で導入する必要があるというふうなことになった時点ではそういったことも対応していきたいなということで考えております。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） いろいろ、いろんな自治体の職員とかですね、また専門のそういうふうな何かマネジメントをやっているような業者なんかが集まる勉強会というのがあるんですよ。私も出ていったことがあるんですけど、そういった中で今いわゆる団塊の世代といいますか、本当に日本の電算を支えてこられたような方がフリーになるような方も多くて、ぜひそういった方を活用したらどうかというふうな意見もいろいろ出ましたので、参考までに。わかりました。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目市史編さん費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目まるごと博物館推進費について質問はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 104ページ、以前から出ておりました歴史と文化の環境整備事業基金として6,492万6,350円、この基金の積み立てがなされております。

それで、443ページ、この歴史と文化の環境整備事業基金として4,349万4,697円が取り崩されて新たに6,492万6,350円。それから、ちょっと私も何かさっきの部分で、何か資料としてどういうふうに使われたかというのは事務報告書の中にちょっとあったと思うんだけど、何ページやったかなあ。だれか教えてくれんかね。何ページにありましたかね。この支出の内容の内訳を。事務報告書にはない。

（「決算審査資料」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） ああ、決算審査資料。

それで、基金として積み立てられていますが、まずこの内容が全体的に市民に知られていないと。歴史と文化の環境税としていただいた。議会ではブランド創造とかですね、観光マップの作成からサインから天神様ほそみち事業からずうっと4,349万4,697円。さっき基金の取り崩しと合うわけですが、ある一定請願も出ておりましたが、こういう事業を行ったというのはやっぱり知らせていく必要があるんじゃないかなと。

この前、大分私も批判を受けました。おまえたちは議会がよく知っているだろうと。おれたちはどんな状況で使われているか知らないよというのが出されたんですが、ある一定こういう活動をされているというのは今後オープンにしていこうか、知らせていく方法は何かないかどうか、その辺をお聞きしておきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） まちづくり企画課長。

○まちづくり企画課長（神原 稔） いろんな事業をやっているわけですが、今現在例えばですけど、観光マップ等チラシとかをつくりますと、パンフの片隅にですね、これは歴史と文化の環境税を使いましたとか、そういうのをもうこの事業の基金を充当した事業についてはそれを明示するといえますか、努めて書いております。それから、いろんなイベント等もあるわけですが、それについても歴史文税を使ってやっていますというようなことを周知している段階です。今後につきましても、さらに周知といえますか、していかなければならないとは思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） やはりこの内容を見ておまして、事業と、それからその事業の収入との支出の関係で、入ってきた金額以上に基金にも積み立てているというような見方もできるんですが、まずこの部分でこの事業者、今特にコインパーキングになっているんですね。以前24業者の中でコインパーキングにするともう人事管理は要らないと。コインパーキングの利用状況を見ればわかると思うんですが、そういうコインパーキングに対する設備補助なんかされ

ているのかどうか。そういう事業者の理解を得るためにこういう事業の内容ですね、平成19年度まで書いていただいています、この6,000万円のお金の中で事業者のためにどのくらいぐらゐの支出をしているのか、それからコインパーキングの設備にするのにも援助しているのかも参考に教えていただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（古野洋敏） 事業者へのコインパーキング関係については看板等だけの支出で、機械等については支出いたしておりません。現実的に最近新しいのができましたけど、既存の部分については責任を負わないかんということです。ただ、既存の部分は責任を負いますが、今何件か新しい部分が出ていますけど、その部分についてはあくまでも看板だけ設置をするということです。

それと、あと事業者へについては施設整備補助金という形で補助金を一昨年が600万円、今年が400万円程度で1,000万円ちょっと支出いたしているところがございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） これはある一定そのコインパーキングにすることについて、今後補助金を出すような内部検討を事業者組合とも協議をすると。それから、もう今設置しているところはどうかですね、やはり人件費というのは大きな役割を果たすんですが、もう無人で管理していただければ済むことですので、そういう対応が考えられないかどうか。

天満宮の場合はなかなか難しいと思うんですが、ほかの事業者、そしてその、今1,000万円近く出しているということですが、そういうこの設備補助というか、看板は環境税についてのご協力をくださいという状況ではですね、あれですし、その辺をもう少し見直す方向で協議は可能かどうかですよ。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（古野洋敏） 駐車場協会は、協会事業者みずからで協議した上でつくってありますので、とりあえず協会に加盟していない事業者もあります、国博とか西鉄さんとか。そういう関係で、事業者の事務局へは新しい事業者が入った場合には加盟促進をするような形で事業者の事務局、協会長さんとは話している状況です。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今さっき言われた整備補助金の使い道はわかるんですか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（古野洋敏） 平成17年度がこれは前回報告していますけど、急に雨が降ったときの来訪者への傘を購入して貸し出しをされてあります。

平成18年度は、現在聞いている状況でありますと車いす30台、結構高齢者も多くて駐車場で車いすを貸してほしいという話があるそうです。それと、消火器、車の火災等が発生したこと

はまだないんですけど、そういう部分も考慮して協会で話し合われて現在車いす30台と消火器22本ですか、を購入されている状況でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ですから、それは市がかかわっているんじゃないでなくて協会の方でそういうものを協議しながら自由に使っているということでもいいわけですね。だから、市は関与してないでしょ、その使い道にはね。だから、約2年間で1,000万円、こういう補助金をこの歴史と文化の環境税の中から出しているわけね。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（古野洋敏） 歴史と文化の環境税の中から支出している状況でございます。

すべて補助金については協会の会員さんで話されて、用途を決められている状況です。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） この平成18年度の事業内容、それから平成19年度の事業内容、これはもう平成19年度の方についても予算として認めているわけですけども、今武藤委員はこれを知らせた方がいいと言われましたけど、僕は余り知らせん方がいいかなあと、知らせるといろいろとまずい、私がまずいと思うだけですが、要するに本来の歴史と文化の環境税の使い道とは何か違うような気を以前から当然私は持っていますし、この中で一つお伺いしたいのは、このブランド創造協議会というのがありますよね。これはもう例年毎年毎年のこの支出になっていくんですか。今からも、その予定としてですね。いつをめぐりにこのブランドを創造して何かができるのかどうか。そういう期限があつてしかるべしと思いますが、その点はいかがですか。

（「委員長、ちょっと関連」「まず、ちょっと回答を求めなよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） まちづくり企画課長。

○まちづくり企画課長（神原 稔） ブランド創造協議会につきましては、市と商工会、太宰府天満宮、それから観光協会とこの4者でつくっているわけですが、太宰府にある本物といいますかね、歴史資源、文化資源を広くPRしていこうということでつくっております。何かブランドができてそれで終わりというんじゃないで、これは未来永劫というのはちょっとおかしいですけど、さらに太宰府をPRしていく、天満宮だけじゃないよというのをPRしていくというようなことを考えておりますので、今のところ継続して続けていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） こういうこと言うたら誠に今言われた4者に対して失礼かもわかりませんが、無理でしょう、多分。今までもさんざんやってきたんじゃないの、これは。本当にね、本気でやるならその4者以外に違う人が入ってしかるべしと思いますよ。もう今言われた、極

端に言えば今言った天満宮、観光協会、市、そこが外れてつくった方ができるんじゃないの。僕はね、そう思いますよ。だから、期限を切って、その結果をね、見せてくださいよ。来年度にはここまでこういうものをやりましたというね、今までとは違うものを、もう今までさんざん言ってきたでしょうが、そういうことは。何か違うものをね、つくるべきじゃないんですか。何かね、今まで同じようなことを聞くけど、何もでき上がらん。でき上がっても実効性が何もないというね、誠に寂しい限り、このことについては。もう批判を受けてもいいですよ、言いますよ。その4者抜けて外部の人にさせた方がちゃんとできるんじゃないの。そう思いますよ、これ200万円毎年毎年出すなら。僕はもうそのことだけ言うときます。怒られても仕方ない。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 私は福廣委員とちょっと少し違うんですがね、事務報告書の19ページにこの太宰府ブランド創造協議会のことが書いてあるわけですがね、この4者、これは環境税を納めていただいている天満宮も入っているんですね。そして、太宰府古都の光をやってあって、これはかなりの市民にも喜ばれているんじゃないですかね。今年はまた25日にちょうちんを200円で買って下さいという、そういうような催しもあっておるようですが、私はこの催しはいいと思うんです。そのほかに問題になっている観光土産品がどのような形でこのブランド創造協議会でつくられていっているかと。これ技術者がおられるのか、そこだけでいいですわ。

（「関連がありますので、いいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 今、安部委員の方からもありましたけど、今ブランドの商品が出回っていると思うんですけど、今控室の方にもおそうめんとか岩塩とかあるんですが、それは今この4つの観光協会さんとか、そういうところがつくられて、どのルートを通して販売されて、その販売した実績、例えば売り上げが何個売れてどれぐらいありましたよとかというのはあるんでしょうか。

と申しますのも、昨年多賀城市のあやめまつりの折にお線香だったと思うんですが、それを多賀城に持って行って販売した経緯があります。それと、逆にまた太宰府市の政庁まつりで昨年そういうものが売られておりました経緯がありますが、その辺はもう本当に個人のその収益なのか、その辺がちょっと見えてこないんですけども、ちょっとあわせてご説明願えればと思います。

○委員長（清水章一委員） 観光課長。

○観光課長（木村甚治） 特産開発の分でお答えいたします。

今言われました、まず献上岩塩のことにつきましては、製造は九州電力の天草発電所でございます。その塩を利用いたしまして、献上岩塩として販売する分、献上岩塩が入った例えばそうめんという製品になる場合はすべて観光協会を窓口として、観光協会を経由して販売とい

う形になっております。

まず、その販売ルートでございますが、塩につきましては基本的には参道です。天満宮へは、献上の塩が年間60kgぐらい行っておりましてですね、もうこれは天満宮でいろんなものを使う塩はすべて献上岩塩という形になっております。それ以外では、あと販売ルートといたしましては基本的には太宰府の参道周辺がメイン、その次にはルートとしては今岩田屋さんですね、岩田屋さん経由で伊勢丹、次のステップで三越ですか、その辺に流れていくところで今ルートとしては開拓をいたしております。

次に、そうめんにつきましても同じようにそのルートをつながつて三越あたりまでですね、販売するということで先日も打ち合わせは行っております。

それ以外にそうめん及び、今経過途中でございますが、ラーメンという形も出てきておりましてですね、そういうふうになれば今度は九電産業そのものが、もちろんすべて参道で売って、そしてデパートでも売るという形でこの献上岩塩を利用した製品はすべて観光協会経由、そして一部は観光協会へ何%かはですね、経由して落ちていくという流れだけはおついております。現時点ではそれで販売ルートを広げております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） もうちょっと本当ね、発想を変えよう。それはもう長い歴史のある梅が枝餅というのは必要と思いますよ。ただし、その岩塩とかいろいろあるけど、皆さん方ももう行ってわかるように、ああいう湯布院だとかね、行くともう本当もう店がいろいろあるけど、今の参道はね、もう外国品の1,000円、もう1,000円、1,000円と言って、もうそういう状況で、以前議会と天満宮との協議も行ったんだけど、全国にないすばらしい国立博物館があったり、見るものもある。こういうまると博物館構想としてゆっくり回ることもあるんだけど、この太宰府にははっきり言って買うものと食べるものが不足していると、こういう指摘があつて、私どももそのことについては受けとめてきたんだけど、やはりぶらっといろんな店に入ってみて過ごしてもらおうという、こういうものがないんですよ。だから、やはり窓口やテントみたいな1軒半の部分ぐらいでも構わんけど、いろんなものが、店があつてね、その中に入って見てみるということ。あの参道を見てね、もう外国の方々のために1,000円、1,000円と、もうこんな店ばかりじゃね、やっぱり太宰府のこの歴史と文化の町に余りふさわしくない。だから、もう少しちょっと、せつかくこんなお金をかけるならば、やはりゆっくりと探索してもらおうという方向をね、やっぱり市も援助もしないと任せ切りじゃ難しいなというような感じがしますね。

だから、湯布院行ってみませんか、あの人通り。もう買う買わんは別としたって、馬車に乗ってみたいとかね、もう宝満山に登ってみたいとか、そういうイベントをやっぱり考えんといかんのじゃないですかね。そこら辺を検討してみてください。もう回答は要りません。もう私はもう塩でいっぱい。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 先ほどのご答弁の中でその収益は観光協会の一部になるというご答弁のように聞こえましたが、再度ご答弁をお願いしたいことと、この200万円は200万円が毎年出ているんですけども、先ほど武藤委員の方もおっしゃいましたけど、太宰府館でこれが販売されているのは存じ上げております。でも、その縦の線で参道の方で今おっしゃったように外国の方が多うございますので、例えば小鳥居小路をもう少し活用なさって、その辺の太宰府館を拠点とした誘導路ですかね、結局観光客が縦の線だけしか行っていないみたいなんです。それを横に流すというのはもう最初から市の方も構想の中には織り込んでおりますので、その辺もしっかりと踏まえたところで、そしてまたその太宰府でのブランド商品をですね、デパートで売っているとかおっしゃいますけども、太宰府の参道だけではなく、太宰府の市民が知らないんですよ。こういうものができたというのをたまたま夏休みで役所に来なかったもんですから、9月議会前に来ましたら、あら、こういうのもできていたんだねと思うぐらいのPR度がちょっと少ないんじゃないかなと思うんですよ。だから、その辺に200万円お出しになるのであれば、その収益がそこだけに行くのではなく、また何かの形でですね、太宰府の発展のためにできるような工作、何というんですか、何か案がありましたらどうぞよろしく願いいたします。これだけは太宰府にあるものということですね、PRしてほしいなと思いますので、よろしく願いします。そこのご答弁も再度求めて終わりたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） ご質問のこの事務報告書の中の太宰府ブランド創造協議会と、その現在やっている特産品の開発とは今現在は別個でございまして、このブランド創造協議会というのは以前も説明はしたかと思えますけども、例の歴史と文化の環境税の問題でいろいろ議論をされている最中に、この4団体が知恵と汗を一緒にしながら太宰府の本物のブランドを何とかしてつくり上げようよと、歴史と文化の環境税も一緒になって議論をしながらこのまちづくりに貢献したいという約束から立ち上がった協議会なんです。

それで、現在このブランド創造協議会で何をしているかといいますと、やはりそれぞれ4団体が持っているいろんなノウハウを含めて新たなブランドをつくらうということで、一つを立ち上げたのが平成18年度から始めました古都の光という壮大的な一緒にやっている事業なんです。これは一つのソフト事業でございまして、今後も機会あるごとにこういう会議をしながら、それぞれ新たな太宰府らしいブランドをつくり上げようということで日々議論をしております。

その中の一つの事業の提案としては、例えば映画のロケを誘致しようよとか、例えばですね、そういう意見も出ていますし、また現在先ほどの意見の中でも梅が枝餅だけのみならずですね、また新たな本当の太宰府らしい特産品、名産品を提案しようよという話も実際やっています。

それから、あわせて太宰府館を大いにまた活用しようよとか、あるいは小鳥居小路をあわせて

一緒に回遊性を持たせたりというふうなこともそれぞれの立場で提案をしながら、その事業計画の案を練りながら今現在も進めております。

特産品についても、市だけではなかなか特産品というのは開発できませんで、やはりいろんな事業者の方、関係者の方たちと一緒にあって太宰府の特産品、新たな商品の開発ということで、例えばそうめんの話ですとか塩の問題とか、市がきちっと中に入ってそういう団体と提携をしながら、観光協会を中に入れながらやっているというのが状況なんです。一つの窓口として、市が直接その特産品の売上金をもらうわけにはいきませんので、観光協会という団体の中に入れながら、その売り上げの何%という約束の中で観光協会の収入源にさせていただくと。近い将来、今現在観光協会に市から三百数万円の補助金を差し上げていますけども、それらも将来的にはなくして、逆に市の方に支援をしていただくというような形をとりたいという思いを抱きながら現在進めております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後2時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時14分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続きまして会議に入ります。

2目市史編さん費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目まるごと博物館推進費について質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4目交流費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5目女性政策費について質疑はありますか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 男女共同参画推進委員運営費についてお尋ねします。

同じようなことを予算委員会でもお聞きしたんですが、そのときはたしかいわゆる相談とか苦情処理の申し立てですね、これについてはゼロ件だったというふうに記憶しているんですが、その後今までの状況をお聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） 昨年の4月1日から男女共同参画推進条例が施行して、市の方に苦情の申し出ができる。それから、市民同士の人権侵害における申し出ができるということで条例が制定されたわけで、今現在もう1年半ぐらいたちましたけれども、太宰府市としてはまだ相談件数がゼロ件ということになっております。

○委員長（清水章一委員） ほかにありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 6日地域コミュニティ推進費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 決算審査資料の1ページにですね、大変今度の事務報告はもうページ数があちこち飛んでいるんですが、県下の中でもいち早く市の職員の提案によってまほろば号をやっていただきました。そして、当時は国から補助金をいただいてやったんですが、その後全国各地で交通機関が路線廃止を行いました。そういう状況の中で、具体的な交付税措置は把握できていないというのが一つありました。

それから、事務報告書の21ページ、ここにわかりやすくですね、利用者は一般が46万7,592人、1日平均1,312人、運行経費が1億4,158万674円、運賃収入としては4,702万8,288円で、市の持ち出しが9,455万2,386円となっておりますが、こういう状況で、まず交付税算定ができなかったかどうか。それから、今後やはりいろんな要望が出ておりますが、祝日のダイヤの減便、最終運行時刻の見直し等を含め、運行経費の削減に向けて検討していると。それから、収入増の方策としての意見と、それから乗り継ぎ等ということですが、以前から各委員からも出されておりますが、今後どういうふうな形に、ある一定議会全員協議会でも説明がございましたが、こんなに具体的にですね、回答いただいているのは初めてなんですが、今後の計画的なものが内部でどう検討されているのか。この9,455万2,386円、できれば西鉄の方を退職された方ですね、60歳で退職されて5年ぐらいは西鉄から再任用な形で運転士さんを派遣してもらおうと人件費も安くなるんじゃないかなという考え方もあるんですが、どうこの経費の削減を行うのか。交付税の削減ともう本当市長から本会議で回答をいただいていたが、この辺を含めて大きな見直しが必要だと思うんですが、回答いただきたいと思うんですが。

○委員長(清水章一委員) 地域振興部長。

○地域振興部長(松田幸夫) 交付税の問題ですけども、いわゆる平成10年4月にスタートした時点は、全国でも例が少なかったということもありまして、運行経費の80%を特別交付税で差し上げますという話でした。その後、毎年いわゆる利用者数が増えてまいりまして、全国的にもそういう事例が増えてまいりましたので、それらが、はっきりした理由はわかりませんが、大方そうした理由でその交付税が8割から7割、5割というふうに減っているということが情報としてはつかんでおりますけども、それは具体的な数字としては財政当局の方もはっきりした数字は持っていません。

それから、もう一つの今回の見直し、いわゆる経費節減も含めた内容につきましては、過去にも最近でもいろんな議員さんあたりからもご質問なりいただいておりますので、大きな視点としては7つの柱で見直しますというのを報告したかというふうに思います。

今回、この資料にも載せておりますように、今現在のダイヤは、例えば内山から市役所前を通って都府楼駅前を通って水城に行ったり大佐野に行ったりと、いわゆる長い距離で一本線を

結んでおりますので、市民からのいろんな要望、苦情として時刻が読めないとかいろんな問題がございましたので、いろんな意見を聞きながら、大きくはいわゆる地域巡回型、コンパクトコースに見直そうということを考えております。

例えば西鉄の都府楼前駅を一つの起点として、あそこをキーステーションとして水城回りが1つ、大佐野回りが1つ、内山、北谷方面が1つというふうな、いわゆる区分分けした短い地域巡回型のコースをつくってみようというのを基本として今回の大きな改正を行うという目標を持っています。

それから、やはり利用者の少ないコース、あるいは始発、終発の見直し、それから乗り継ぎ制度、るるあるんですけども、そうした形で時期的にはできますれば今年じゅうには何とか仕上げて、その改正のスタートをしたいという方向で今現在西鉄を含めながら関係機関と協議を重ねております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 皆さんその施策評価というのが配付されていると思うんですが、大変この太宰府市の行政内部としてはいろんな施策、これがどう評価があったというか、大変すばらしいものですね、2年前から配付をされておりますが、54ページ、ここに交通体系、公共交通網の整備充実ということで施策評価の部分が産業交通課から出されておまして、平成16年度から平成22年度までの部分で具体的に出されております。

それで、私もこれを読んでおまして、まず一番下の方の6項目、この施策に対して関係者、住民、議会、事業者対象、利害関係者からどんな意見要望が寄せられていますかということで、以前も市長の公約にもありました新規路線の問題、利用者の拡大の問題、パーク・アンド・ライドの駐車場の部分だとかですね、それから右側の方に施策の成果実績と効率性に関する市の取組総括として、コミュニティバスの効率的な運行を図るための運行ルートや便数、運行時間などの見直しを行うと。新規路線の開設については地元と協議しながら調査、研究を行うと。本当に具体的な成果が出されておりますが、一番大きな問題としてはこの西鉄東口の乗り入れができないかどうかです。特に西鉄の駅の利用者がですね、このコミュニティバスを、筑紫野市に入りますので、だからその部分がここの中に抜けているんですよ。だから、西鉄二日市駅に今のところ西鉄が直接五条台、星ヶ丘、東ヶ丘は西鉄に入れていますが、今度は太宰府の新しくした部分については東口に入れてやる方向を考えることによって、またその周辺の利用者も多くなると思うんですが、こういう計画が施策の中に入れられていないという問題は、今後検討されるのかどうか。

○委員長（清水章一委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 西鉄東口へのアクセスについては、私ども担当としてははっきり目標、計画は持っております。ただ、まだ現時点でご承知のとおり、いわゆる筑陽学園高校前ですとか榎寺前のいわゆる県道の拡幅工事、完了がはっきりと見えませんので、また正式には打

ち出していないという状況はございます。計画としてははっきり我々としては持っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ところが、その西鉄との協議は行ったことがあるんですか。できればですね、西鉄と協議をしていただかないと、西鉄がだめだと言われればまた太宰府の手前まではちょっと歩いてもらってね、太宰府市と筑紫野市の境界までは、これはこっちの権利でしょ、バス路線も通ってないんですから。だから、あそこでUターンするような場所、今西鉄の跡地の文化財の発掘をしていますが、あそこいらに待合所ぐらいつくってもらってやるぐらいのね、西鉄が協力せんなら独自にやりますよというぐらいの気持ちを持ってもらって西鉄と協議ができるかどうかということです。

○委員長（清水章一委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） この東口の方の新しいコースの設置につきましては、もう既に西鉄ともそういうふうな協議を幾らかずつでもしております。ただ、結論的に現時点でじゃあ横づけを許しましょうという答えまではありませんけども、西鉄としてもいわゆる観世地区、この地区あたりの人を西鉄の方に運びたいという計画を持っておりますので、その辺の方向性は一致しておりますので、できますれば道路整理が完了間近になればきちっとした報告はできるというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今、3号線の下の高架工事をずうっとやっていますよね。もう半年以上ですが、あそこにカーブミラーがあったり、ガードレールがあったりいろいろしているんですが、あそこの整備さえ終わればもうバスはすうっと入れられるんじゃないですか。今その橋脚の補強工事をやっていますが、あの辺を一方通行というか、橋脚を別にして、田川委員も言われておりましたが、こちらの方の水路にふたをしてね、やることによってもうバスはすうっと入ってこれると思いますよ。だから、やる気があるんならば直ちにできることじゃないかと思うんですよね。あれは太宰府の道でしょ。他人の道じゃないですもんね。あれは太宰府市道だと思いますよ。県道を通るとかという部分じゃなくて、今橋脚の関係であれしていますけど、本当に収益を上げようと思えばそこまですることによってこの金額も物すごく下がってくると思うんですが。

それともう一つは、都府楼南駅にバスがついたら電車は出とったと。だから、物すごく利用者が少ないと。そういういろんな部分も、ここに出されている施策の部分もありますのでね、やっぱり内部的に早急に検討してこの負担を、以前は国が交付税を措置してくれていたけど、今大野城も春日もね、今また筑紫野市も始めようという、そしたらもう国は補助金やら交付金を出しませんよ。だから、その辺大幅なやはり検討をしていただいて、この市負担の持ち出しを少なくするようにお願いをしたいということです。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 初めは私はですね、申し上げるわけやけど、これはですな、西鉄バス二日市株式会社ですね、社長は熊丸さんという人やけど、私はその人とよく話すんですがね。これは契約は本社でしょ、西鉄でしょ。何で二日市株式会社と直接しないか。運転手もバスもみんな二日市から出しとるわけですよ。西鉄は何も関係ないんですから。実際の仕事はもう月の浦の西鉄バス二日市株式会社、熊丸さんという人に全責任があるわけですから。市長、熊丸さんと、それを私は話しているんですよ。だから、あなたたちはね、西鉄に遠慮を余りし過ぎるんじゃないんですか、これは。そしたらやっぱり中間マージンが相当私は安くなると思うんですよ。

○委員長（清水章一委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） この西鉄本社と契約した経過というのは、もう田川委員さん重々ご承知だろうというふうに思います。現在、春日市、それから大野城市は確かに西鉄バス二日市株式会社と契約をやっておりますが、その契約内容を見ても全く内容は変わっておりません。運転手の賃金の問題、人件費を含めてですけども、その他いろんな経費については、本社と私どもが契約している内容と西鉄バス二日市株式会社との契約内容は全く数字的には変わっておりません。

日常業務の中でも、定期的にいろんな協議、議論をしているわけですけども、情報交換はしていますけども、やはり西鉄バス二日市株式会社と調整をやっておりますので、ただ事務処理上西鉄本社とやっているだけでありまして、日常業務の中、経費も含めて一切変わりはありません。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 1つだけ。以前からいろんな説明は聞いておるんですが、その中でいわゆるすみ分けといいますかね、高雄の運行の是非を問うアンケート等ですね、また今言われたような東口からの運行等に絡めまして、要は西鉄が極端な話、じゃあもうそっちで全部やってくれよということを手を引いてしまったら、それをやっていくだけの力は今ないと、車両の大きさからしてですね。だから、基本的には西鉄の営業とこのコミュニティバスというのは、すみ分けをしてやってくると。その中で業務の改善とかですね、やってくるといって、確かに収益をもっと上げるためにあれもこれも考えてられるけれども、そこまで踏み込むというのはどうなのかという、以前何度かお聞きしたことと少し段差が出てきますから。だから、はっきりですね、ここまではするけど、ここまではしないと、どっちかというともう赤字覚悟でやっているようなところがあるんですから、もう住民サービスに特化をしてですね、大きさとかを変えたりとか、運行経路をね、今言われたような工夫をされていくと、そして大きなところはやはり西鉄さんが今までどおりやられるのがいいんじゃないかなと思ったりはしているんですが、大体そんなふうには考えているんですが、今までのご説明との中のそごはありますか。

○委員長（清水章一委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 特に高雄の地区への新規路線の問題は、私どもも少し時間はかかっておりますが、課題を持っております。やはり一番、議員さんあたりもいろいろ提案をなされたように、本来は西鉄バスが高雄地区へ今のバス路線を延長するのが一番いいんですけども、なかなかやはり営利を目的としたバス会社ですので、赤字覚悟の路線延長というのはやりません。過去にも何回も交渉してきましたけども、限界があるという判断です。つまり、市としてはそうした交通弱者のために市としてバス事業という形の中で現在のまほろば号をやっているわけですから、高雄地区についても、そういう民間会社がしないという地域については、市が責任を持ってひとつ交通体系の整備をするという目的からして、現在のところ今のまほろば号方式、つまり座席18、立って乗って44名のいわゆる小型バスというのは、利用者のアンケートからにしても満車になることはまずないという判断をしています。違ったいわゆる運行方式として、乗り合いタクシーですとか、他市類似の市町村にも例がありますとおり、ジャンボタクシーですとか、そういう小型のバスといたしましよかね、タクシー方式でやった方がいいんじゃないかという形の中で、今現在さらに検討を加えております。まだ、はっきりしたいつという結論は公表できませんけども、基本的には今のまほろば号ではなくて、違った車両方式で検討しているということだけの中間報告をさせていただきます。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 先ほどの話ですけど、今後ですね、私はそういう話を聞いているけど、また部長も二日市バス株式会社の社長を呼んで、詳細な今までの経過を話をして、安くできればそれにこしたことはないんですから、同じ西鉄だからそういう話を煮詰めて、聞いた上で対処を願いたいと思います。

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次に進みます。

7目文化振興費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次、3項徴税费、1目税務総務費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、この問題についてはですね、事務報告では歳出になっております。まず簡単に言いますと、事務報告の21ページ、ここの関係がありまして、市税の徴収年度の対比、次のページに平成14年度以降の収納調定ですね、こういう状況になっておりまして、それから私の方で資料をお願いしたところ、6ページには具体的にですね、不納欠損額が出されてきておりまして、そして監査意見書の21ページには総務費の部分の中に、短い文章ですが、なっております。歳入で聞いた方がいいのか、歳出のこの徴税费の関係で質疑をしたらいいのかをちょっと今私としても歳入歳出のかかわりがありますが……。

（「歳入がいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） 歳入がいいのか、どっちにした方がいいのかは、ちょっと私の方も判断が

迷っているんですが。

○委員長（清水章一委員） どうせ聞かれるんでしょ、歳入でも。いいんじゃないですか。聞きたいときで。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 温かいご配慮ありがとうございます。

まず、事務報告の21ページを見ていただきますと、太宰府の徴収率というのはですね、ここ平成18年度を見ますと源泉徴収から引かれる方がですね、はっきり言って納税者の50%を超えておるという状況の特徴があります。普通徴収というのは申告によるものです。こういう納税義務者という関係の総数が出ておりますし、それからたばこだとか部分があります。

次の、22ページを開いていただくと、納税課の職員の皆さん、徴収に大変努力をいただいております、平成14年度は93.37%が今年度平成18年度は最高の94.64%という高い収納率を上げていただいております。ところが、やはり不況の関係がありまして、平成14年から平成18年までの未収努力をいただきましたが、現在のところ4億1,477万3,784円、今日までの、平成14年以前の部分も含まれとると思いますが、4億円近くの滞納がここに出てきております。それから、右の方に徴収関係費として、ここで市民税の現年滞納、こういう徴収率も逆に94.94%、滞納割合についての部分も含めてですね、全体的な部分になされております。納税課の方の職員としては大変だったとは思いますが、あわせてですね、私どもも決算審査資料としてお願いをいたしました。その6ページをお開きいただきたいと思うんです。

この6ページには、市民税の時効といますか、財産がないために11件、それから住所不明、職権で住民票を抹消した方が60件、それから相続放棄をされたという形で4件、それから無財産が1,085件、合計の1,160件あります。それから、市民税についてはそういう状況でしょうけど、法人で無財産、事業廃止が19件、特に固定資産税では254件という、所在が不明だとか抹消だとか、それから時効、無財産で1,575万1,559円、それにかかわる都市計画税が250万2,023円、軽自動車というのは当然車検を受けなきゃいけません、右側の方に、どういう形で廃車届をされたかわかりませんが、こういう形で所在不明、職権抹消、時効が41万3,900円として出ております。

それから、監査意見書の12ページ、今説明しました内容については、監査委員が12ページの一番上の方からですね、現年課税分として不納欠損をしました、徴収率は大変高い98.79%ですが、未収金額があります。それから、過去の先ほど言いましたような滞納額があります。その結果3億8,286万8,469円。そして、市税の収納状況についての収納率としては高い収納率ですが、不納欠損として今年3,260万9,050円を落としましたという状況で、それと同時に上の数字と同じ金額が未収額になっております。そして、その下の方に第4項執行停止が3年間継続し時効したもの、限定承認、その他の徴収不能にかかわるもの、時効によるものとして合計の127件、それから7件と時効が1,421件。特に、私としては担当課の方でこういう時効が固定資産税として210件、軽自動車が110件、こういう状況ですが、まずこの特徴点、いろいろ税金徴

収にはご苦勞いただいていると思うんですが、やはり不納欠損合計の3,260万9,050円という大変大きな金額です。そういう法律によって、先ほども事務報告、追加資料、この関係があります。今後、また滞納額として市民税、固定資産税、軽自動車税の3億8,286万8,469円の徴収努力についてどのようにされるのかの方針をできれば決算委員会に報告をいただきたい。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） この不納欠損の大きなものは、固定資産については資金繰りができなく、会社そのものの資産関係が競売になって、配当がなく、あとは徴収できなかったというふうなことが大きな問題です。市民税関係につきましては、自己破産等があります。軽自動車についても、やはり大きな金額については、車の自営業をやって、破産してあって、そのための時効ということで徴収できなかったということが大きな不損の主な理由でございます。

今後は、平成18年度にお願いしましたタイヤロックとか、今年7月から8月にかけてネット公売ですね、そういったものをしながら、徴収に当たっていきたいと考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、競売にかかるとか、滞納を何年もしている場合については、見てですね、税金というのは本来配当がなかったという形で処理をされるのかどうか。それとも、第一抵当権として税金の設定をされると、それを解除しないと、競売にもかけられない。競売をしてもその税金が徴収が第一というふうになっているんですね。だから、私の方は市民の無財産の人にはしようがありませんが、私もその経験はたくさんあります。どうしても任意競売にしたい場合も、抵当権の抹消をするために太宰府市にお願いもしなきゃならんことも何回もありましたが、やはりそういう3年も4年も、税金もたくさんの税金が滞納になっていけば、やっぱり職権で仮差し押さえができるはずですが、そういうものが行われたかどうかということですね。それが1点です。

それから、今後今3億8,286万8,469円、多くの市民が大変厳しい中にも税金を納めているわけですから、だからそれは窓口へ行かれてみたら、もう生活困窮してにっちもさっちもならないというのはあると思うんですよ。ただし、固定資産税についても、もうほかの抵当に入って、もうこっちが3番目、4番目になったというのがあると思うんですが、やっぱりその辺をどうしていくのか。滞納だけをどんどん増やしていくような状況では問題点も解決しませんし、担当課の職員がこんなに徴収率を上げていることは、私は評価はします。ただし、今後のやっぱりぴしっとした対応、早く情報をつかむというか。法律事務所から自己破産しましたからとかというて通知が来てばたばた押さえに行くわけにいきませんしね。滞納している年数もわかると思うんですが、今後そういうようなやはり資産のある人、これについては何らかの形で対応ができるんじゃないかというふうに考えておりますが、その辺は難しいんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 大体1カ月以内に納期ごとに督促状を出しております、常日ごろ滞納者の状況を把握しております。そういったことで、おかしいなということにつきましては

即差し押さえをしております。それで、先にうちが差し押さえする前に、民間の方で抵当権設定してありましたら、競売になっても、配当がやっぱり先に民間の方から配当があるものだからですね、うちの方に入ってこないというふうな状況です。そういったものがあります。

それと、生活困窮者の方はどうするかという2番目の問題なんですけど、うちの方もその生活困窮者の方については、3年の執行停止というものがあります。そういったことで、家庭に行って、状況を聞きながら、難しい方については、今後滞納をしないようにというふうなことで執行停止をして、新しい税金に滞納が増えないような形で納税相談をしているところでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、訪問をやっぱりしていただくと、それと同時に、あなた方は抵当権の設定をする権限を持っているわけですね。税務関係職員というのは立入調査権を特別に持たされているんですよ。ほかの人の場合は違いますから。税務官とそれから県税官と地方税務職員という形での立入調査権や調査をする権限を持っておられてね、誠実に納める人とそれから資産をそういう状況でしている部分とを含めて、こういう時効で落とすとかね、無財産とか、第三者に取られてしまっただけというのは、財政にとっては大変な損失ですよ。だから、やはりわざわざ、何かだれだったかな、専門の部分今年から入れたのかね、去年かね。

（「去年から」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） 去年から。そういう人たちにもやっぱり調査をさせるとかね、していかないと。

それから、この3億8,200万円、これはやはり具体的にどんな状況か、これはもう取れないものをいつまでも上げとったってしょうがないし、いただけるものはいただくという形でね。やっぱり固定資産のある人、これはやはりぴしっとしていかないと問題が起こるんじゃないかなというふうに思いますし、徴収の収納率は大変高い結果が上がっておりますが、まじめに納めている人たちの公平さを保つようには、心からお願いをいたしときます。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） この不納欠損したときに、これ本来ですと助役決裁でございました。当時助役が不在でございましたので、私この何千万円というのを税金を落とす最高の責任者ということになっておりまして、非常について行きたいような気持ちでございます。そのために、一件一件ずっと見てまいりました。本当に固定資産なんか、財産があるんだからなぜこんな不納欠損になるんだろうというなことで、本当にこの250件全部見ました。しかし、資産をかなり持ってある方は事業者が結構多いんですね。とか、お金を借りている方が結構多いんです。そうしますと、第一抵当権で、銀行が貸す場合はそこに抵当権がございます。そのときは危なくも何もないもんですから、素直に抵当権の設定できますが、情報が危ないなとなったときに、私の方は何とか訪問をして差し押さえを大体されるものはしております。自分のところでそれを競売にするのか、あるいは裁判所に申し立てをして競売にかかるのかということになりま



す。ほとんどがこの場合は差し押さえをしているけども、もう第一抵当、第二抵当、第三抵当で順番がございまして、その順番で配当したら一部配当をもらった部分もありますが、配当がなかったという分もございまして。そういう場合には、もう財産がないという様なことなものですから、滞納になっている部分についてもやむを得ず時効とかですね、そういう形で落とさざるを得ないと。それはもう慎重に納税課の方もとらえております。

今3億何千万円ほどありますけども、それもほとんど財産保全できる分は、差し押さえとかいろいろなことをやっています。驚いたのは、余り皆さんには教えられませんが、銀行の取引口座とかですね、いろいろな情報を得て、毎日それこそ、私ですと口座が4つ、5つありますけども、その口座を何とか見つけられないかなという様なこともありますし、専門官を入れてますので、専門官は税務署の徴収専門官でございまして、そうしますと税務署にはですね、収支報告書を届けているんですね。その中にも銀行の取引があったり、あるいはまだ債券が残っている部分があったりします。そういうのを紹介をしていただいて、税務署で見れるようになりましたので、そういうところも売掛金の徴収ですかね、そういうことも出かけるようになりまして、幾らかでも税の公平性のために努力をすべきだというような形で現在してまいっておりますので、かなりの成果が上がっているのではないかと考えています。

どうしようもない税も、この3億何千万円、たくさんあるよっておっしゃいますけども、いつかの時点で何とか取れないかなということで、まだストックという形で持っています。一件でも余計に取ろうと思ってですね、そういうような努力もしているというのを伺いましたので、この3千何百万円の不納欠損については認めております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 続きまして、2目賦課徴収費について質疑はありますか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 済みません。115ページの方なんですけども、特別収納事務費の中に滞納整理指導員というのがありますので、ここで確認したいのがですね、この滞納整理指導員というのは、もし有資格があるとしたらどういった資格を持ってあるのかということと、今のところ何人いらっしゃるのかということと、あと費用弁償の方から見てみますと、これ実働が20日前後ぐらいかなというふうに読み取れるんですが、それで間違いがないか、3点についてお聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 資格というのはありません。本人さんは税理士の資格は持っておりますけど。長年30年ぐらい税務署で勤められた経験がある方です。それと、月に勤務は4日でございます。週に1日でございます。人数は1人でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次、4項戸籍住民基本台帳費の1目戸籍住民基本台帳費について質疑

はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 5項選挙費、1目選挙管理委員会費について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 2目選挙常時啓発費について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 3目県知事及び県議会議員一般選挙費について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 4目について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 次、5目農業委員会委員一般選挙費について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 続きまして、6項統計調査費、1目統計調査総務費について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 2目について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 続きまして、7項監査委員費、1目監査委員費について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 続きまして、126ページ、3款民生費に入ります。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 2目老人福祉費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 131ページについての答弁をお願いします。

○委員長(清水章一委員) 131ページ。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 老人給食についてですね、具体的な資料を2つほど60ページから具体的に安否確認のためという形で、大変注文数、平成14年から平成18年という形で、逆にこれ下がってきてますね。当初5万7,542食が4万6,590食。それから、これ計算を出してみたんですが、1食当たり430円、ところが配食費が206円になっているわけですね。それで、これを見ておまして、なぜ430円で配食費が206円なのかと。そうすると具体的な計算を出していただいて、市が20円の補助を出しているということで、配食費は実質206円だという状況です。

皆様、新聞に昨日の広告ですが、しょっちゅう入ってくるんですがね、こういう広告が入っ

てきました。これ見ますと、1人で5日分、月曜から金曜日まで税込みの1食、配送費含めて552円になってます。配送費含めてですね。ここを見ていただいたら、しかもお一人の場合は税込みの521円、配送費含めてですよ。これはもう全部の新聞に入っておりまして、大変見た感じはおいしそうなんです。民間では、こういう配送費含めて1週間いろんな献立を毎日変えますと、しかもいろんな塩分を控えることもできますよ、お年寄りのための食事もつくりやすよと、こういうふうになってます。ところが、太宰府の今の給食のこの計算を出しますと、はっきり言って131ページにですね、給食サービス事業として3,058万7,877円、ちょっと太宰府市の配送費が高いなど。だから、民間はこんなに1食、しかももう3人分になるとまだ安くなって430円で配送しますという。だから、この見積もり根拠の部分について、もう少し見直す必要があるんじゃないかなと。逆にもうそれならば、ここの業者にね、こういう状況でお年寄りのはっきり言って、利用者は今何人やったかいな。1日の利用者は大体何人だったかね。これ数字上載ってなかったと思うんだけど。今1日何人の利用者ですかね、担当者、わかりますか。ちょっと待って。申しわけない。サービス利用者は218世帯、身体障害者が5世帯という形で事務報告の27ページに載っておりますが、とりあえず223世帯に3,587万円、もう少しこれちょっと見直す必要があるんじゃないかという感じがするんですが、ちょっと配送費がね、配送費を安くするとまだいいものができるんじゃないかという、この配送委託費が根拠としてこういう出されてますが、だからこれ配送費は金額は幾らになるのかな。

○委員長（清水章一委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） 事務報告の87ページに13節の委託料で給食サービスの事業費の委託料を載せておりまして、まずお尋ねの配送費でございますけども、87ページですね。社協の方に配送業務をお願いいたしております。市内ここに書いておりますように現在5コースで回っておりまして、1食当たりこれを計算しますと約226円になっております。配送費だけです。それから、その上に調理業務委託ということで、ナカヤフーズ株式会社さんの方をお願いをしております、ここに書いておりますように調理業務は年間の4万6,590食ということで、この金額で割りますと、1食当たり大体430円という形になっております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、こういう配食費が1,000万円で、まあ調理はわかるんですが、大変内容的にはいいものなんだけど、なぜこんなに配食費が、実質市が20円も利用者負担もしているということによくわかりますが、配食費が、1食当たり206円、これが高く感じられるんですよ。郵便局でも大体80円で持っていくんですけどね、はがきは50円で。郵便局に頼んだ方が民間委託になるから安いんじゃないですか。ちょっとこれはやはり検討課題だと思いますよ。私、これ見てね、配達されて400円ぐらいで食事ができる、495円。だから、そういうちょっと私も余りにもね、大変これ大手ですけど、市内じゅうどこでも持っていくます。

○委員長（清水章一委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） この調理業務だけをとって言いますと、これ平成17年度は、いわゆる居宅介護支援センターの6施設の方をお願いを今までいたしておりまして、1食当たり550円だったものを、いわゆる民間に入札かけてやったために、1食当たり企業努力の中で430円というふうに調理業務の委託料はそういう意味で金額は下がってきております。ただ、利用者負担金については逆に今まで400円でしたけども、平成18年度から450円に50円ほど値上げをさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だからね、事業者の収入としては全体的な今出されている金額の中で利用されている方が納めた食事代は2,097万4,500円もいただいているんですよ。収入については、決算書の43ページに上から3番目に給食サービス事業者負担金として2,097万4,500円という金額が入ってます。ただし、利用者によりよい物をいうことと、そういう配食費用が少なくなればよりよい物ができるんじゃないかということなんです。だから、それは今後検討してみただいただいたらどうですかということですよ。

○委員長（清水章一委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） 一応その辺は、私の方で再度、また幾らかでもコスト減になるような形で検討はしていきたいとは思っています。

○委員長（清水章一委員） 続きまして、3目障害者対策費について質疑はありますか。

安部委員。

○委員（安部 陽委員） 現在、老人クラブのクラブ数がどんどん減っているということを聞くんですが、ちょっと予算書を見たら本部に上げる補助金も今100万円になってしまっているんですね。四、五年前は200万円ぐらいあったと思うんですが、そういう減り方。今1つのクラブに幾らぐらいの補助金が行って、それから何単位になっておるのか、ちょっと参考までをお願いします。

○委員長（清水章一委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） この老人クラブへの補助金につきましては、これ昨年同様です。同じ金額の100万円を補助いたしております。それで、今ご指摘の老人クラブのクラブ数ですけども、確かに今クラブが平成19年4月1日現在で38になってます。それで、46ほど、当時何年か前はあったんですが、少しずつ。それで、お話を聞いてみますと、やはり高齢化が進むのはいいんですが、やはり平均年齢がかなり高くてですね、75歳とか76歳とかで、それでなかなかお世話するのが少しきつかなというふうなお話もちょうど聞いておりました。そういうことで何か減ってきておるようでございます。これは全国的な傾向でもあるみたいですよ。

○委員長（清水章一委員） 安部委員。

○委員（安部 陽委員） この高齢者対策でね、やっぱり頑張ってもらっていないと、認知症だと



本当に大変慎重審議をいただきまして、中身の濃い審査ができております。ただ、日程上の問題もありまして、決算の特別委員会は明日までになっております。今日は一応5時を目標に頑張りたいと思っていますので、審議の方ご協力よろしくお願いたします。

引き続きまして、2目について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 3目障害者対策費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 4目身体障害者福祉費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 5目知的障害者福祉費について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 6目精神障害者福祉費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 7目援護関係費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 8目重度心身障害者医療対策費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 9目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 10目について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 140ページ、3款1項10目ですが、大変貴重な報告を出していただいております。それで、まず事務報告の67ページには再三私の方で質問しておりましたが、まずこの辺からいきたいと思います。事務報告、決算審査資料、敬老年金については69歳以上、年齢を1つ引き上げて70歳以上にしたと、71歳以上を対象にして5,000円を4,000円に引き下げると。それから、老人医療については64歳を65歳にして、しかも66歳以上、対象年齢を1歳引き上げ、自己負担の100%を80%助成に引き下げたと。介護サービスについては同じで、やはり70%に100%を引き下げたということについて、まずこの点を運動団体との協議をした結果、もうこれ以降についてはこのままずっといくのかどうか。大変来年の4月1日以降については介護サービスも老人医療も75歳以上については年金から天引きをされるんですが、こういう一度天引きされた後に対してその後の自己負担、こういう実務的な問題が伴う問題が出てきますが、まずこの点をどういうふうにするのか、まず報告を受けたいというふうに思います。

○委員長(清水章一委員) 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長(津田秀司) この諸扶助のご質問でございますけど、昭和44年の同和対策事業の特別措置法が制定して以来、ずっとここまで33年間続けたわけでございます。平成14年

3月末で法が失効いたしました。その後市内部で同和対策事務事業評価検討会というのを発足いたしまして、同和対策事業の44の事業につきまして、廃止するものあるいは継続するもの、一般対策へ移行するもの、また段階的に削減するものというふうな形で順次協議を進めて今日まで来ております。

今質問の敬老年金、老人医療、介護サービス費につきましても、ずっと協議を続けてまして、平成18年、平成19年度もこういう形で運動団体とも合意を得たということでございます。

今後につきましても、そのほかの部分も含めまして、運動団体と今後も協議をしていきますし、そのための内部検討という形で同和対策事務事業評価検討会でさらに検討、協議を続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 事務報告31ページ、今課長から説明がありましたが、430件、対象人員は40人で、375万4,260円。5歳未満の医療費については、平成18年度はなかったと。介護サービスについては、3人に101万6,620円。単純に見まして、老人医療費については、1人9万3,856円を市が交付をしていると。介護サービスについては、1人36万8,873円も負担をしていることになるわけですが、とりあえず老人医療と介護サービスについては、まず介護保険料や後期高齢者の関係で保険料を引いた上で保険料の免除はあるのかないのか。それとも、保険料も免除し、こういう老人医療費や介護サービスはそのまま実施するのかというのが2点目の問題ですが、この辺についてはどう考えられていますか。

○委員長（清水章一委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） 保険料の免除というお話がっておりますけど、保険料の免除というところまでの同和対策事業というのは入っておりませんので。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） はい。それでは次にですね、決算審査資料の68ページからですが、まず社会教育関係の部分が南解放子ども会の育成会で出されておまして、市の補助金が48万円です。ところが、差し引き30万9,331円の繰り越しになっておりますが、当然繰り越しについては見直すべきだという方向が出ておりますが、こういう繰り越し、それから運動団体、もうこれ再三しておりますが、次が人権連が出されております。太宰府から19万円、筑紫野から14万2,500円、こういう状況で、合計額が76万円です。次の70ページ、71ページには、全日本同和会、この太宰府支部に対して259万円です。ここでは繰り越しは2万5,000円になっております。それから、72ページについては、解放同盟に対して3,465万8,400円、繰越金額は98万8,980円。特に、こういう大まかな金額的なもので、普通ならば具体的にどういうふうに使われたとか、どういう活動したというのでなくても、大まかな形でこの2団体、全日本同和会と解放同盟筑紫地協については大まかなんですが、この補助金の見直しについては今後やはり見直しをどういうふうにご指導するのか。太宰府市としては、決算書の143ページに1,046万

400円、支部学習補助として255万円出されていますが、この見直しは再三私はもうすべきだと発言しておりますが、こういう状況についてはどう考えられているのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） 運動団体の補助金につきましては、先ほど言われております繰越金も含めまして、4市1町でつくっております筑紫地区同和问题推進協議会の中で鋭意協議をしております。

現在のこの金額は、平成17年度から平成19年度までの3年間の分については、運動団体と合意ができております。今後、平成20年度以降について、この金額をどうするかというようなところです。4市1町のこの事務局が太宰府市に当番が今回ってきております。そういうことで、今この運動団体補助金をどこまで持っていか。実は、話はもう数回内部協議はしてきて、縮減の方向という形で進めておりますので、今後さらに煮詰めていながら、運動団体とも協議をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それでは、決算審査資料の74ページ、まずここで見ていただきますと、市の補助金が255万円あります。会費収入が136万100円ですが、決算上90万1,480円です。当然市からもらった金額が本来歳出として下の方の5の分担金に会費総額が書かれておるわけですが、会費の中から上部団体である先ほどの解放同盟筑紫地協の中には、全く会費というのはなくて、2つの帳簿があります。これは4市1町からいただいた内容です。ただし、各支部が筑紫野市には4支部、太宰府市には1支部、那珂川には1支部ありますが、その地協会費として、ここの決算上は78万8,300円、だから2つの帳簿があるというふうに受けとめております。先日も総会がありましたが、決算書は回収されました。こういう市が出した補助金の中から会費が出されるような状況にもなっているのと同時に、何と72万2,559円の黒字です。そういうこの黒字について、こういう状況ですが、この歳出歳入の関係について見直しする考え方はないかをお聞きします。

○委員長（清水章一委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） 南支部補助金につきましても、平成13年度を100%といたしまして、平成17年度が平成13年度の40%、平成18年度が30%に減らしておりますし、平成19年度が平成13年度の20%まで落としてきております。これは非常に私ども運動団体と協議を重ねながらここまで来ておりますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ご理解はしません。

それから、76ページ、南隣保館、南児童館を委託をしたわけですが、決算書をずっと見ておまして、平成16年度4,215万1,067円、平成17年度4,636万3,115円、こういう状況です。それから、南児童館費は1,859万1,372円、平成17年度は1,941万4,772円、こういう状況の中で、逆



に委託をしたことによって何か改善がなされたかという点、逆にここでは2,800万円程度の職員を直営にすることによって改善がされたということですが、最終的に総額的な予算を見ると、平成17年度4,600万円が4,456万8,376円と、こういうふうになつていきます。こういう状況の中で、業務的な内容を新たに具体的な部分で出されております。これをずっと検討したところですが、ただ委託をしたものの、まずどの範囲まで市としては関与できるのか。委託した先に一切お願いをしているのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） 委託するに当たっては、国が定めております隣保館設置運営要綱というのが国の基本としている部分があります。市がこれまで行ってきた業務をそのまま移行するという前提のもとに、市の方で仕様書を作成し、その仕様書に基づいて見積書を提出していただきまして決定したという状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 82ページをお開きいただきたいと思います。ここで隣保館の利用状況として、運動団体の役員会が年間58回、執行委員会、定期大会、実行委員会が126回。先ほど担当課長が回答しましたが、隣保館という部分の同和対策事業というのは平成13年になくなりました。地域に開放すべきだと、地域のコミュニティ的な役割をという国の通達が出ておりますが、やはりここで見ますと運動団体独自の施設的な受けとめ方に見れるわけですが、こういう部分については一般開放するような方向的なものも、この委託したみらいに対しては指導されているのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） 人権センターをやっばりコミュニティセンターにするという方針は市の方も常々思っているところでございます。社会福祉法人みらいの方でもそういうことは認識されておりまして、今回つくりましたチラシ、パンフレット等にそういうコミュニティセンターとしての役割を担っていくというようなチラシをつくっておりますので、お互いの認識としてはそういうことで一致しておりますので、今後そういう方向でしたいと思います。ちなみに、昨年の桜町の敬老会の開催場所を人権センターで行っておりますので、今後もそういった形で少しでも地域の方に利用していただけるようにPR等を図っていきたいというふうに思っておるところでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） やはりだれでもが使えるようにですね、やっばりしないと、こういう活動記録が様々な形で、特に事務報告の31ページを見ますと、これは地域に開放されたというふうには見られないですよ。この中に今担当課長が言いましたように、支部執行委員会が126回、支部認定委員会が58回、青年集会、住宅組合集会、女性部会から保育所部会から老人部会で、最後に相談事業（別表2）で地域住民というのは書かれておりますが、大体そういう内容的なものには一般的には報告はされていないという状況がこの中に見られますので、やはり

今後はみらいに対してどのように地域とのコミュニケーションを図るかというのはぜひ、事業報告書ですが、私契約書を、みらいとの事業契約書を資料要求していたと思うんですが、みらいの事業契約書が提出されておりましたかね。

○委員長（清水章一委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） 事業報告というのは出しています。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それから、75ページにですね、生活指導員については平成18年度から人権センターの業務運営の全般にみらいに委託したと。そうすると生活指導員というのは現実には市の中の生活保護関係だとかというのはありますが、この地区だけ特別に生活補助指導員の活動というのは、どういう内容を行っているんでしょうか。ここに書かれてますが、年間を通じて基本的な生活習慣に対する指導、夏・冬休み期間中の学習、レクリエーション、保護者や学校との連絡調整、児童館の庶務となってきますと、後から出てきますように、学校の教職員が何人も、それから次の部分で出てきますけど、その部分にも二重的な支払いにもなるんじゃないかなというふうに思いますが、そこはこの指導内容は児童館の指導で、生活指導員というふうにはなかなかならないと思うんですが、その区分的なもの、契約条件はどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） この指導員につきましては、平成17年度までは市の予算で嘱託員として、ここに書いておりますように、嘱託の人件費として経費を計上しておりましたけれども、平成18年度から社会福祉法人みらいの方に業務委託したため、このみらいの職員1人がここに張りつけられたということで、その職務内容についてはここに掲載しておるとおりということでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、当然契約は運営だけで、施設の光熱費や修繕費やごみ収集料や使用料、賃借料、複写機負担金、こういう部分については市が出して、運営については一切みらいで行って、公正中立な地域的な活動ということに契約が行われているのかどうか、この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 基本的にはですね、今るる課長の方が説明しましたが、市の職員がやっておりました業務を市の職員にかわって社会福祉法人みらいが実施をしているということでございます。だから、市の職員がやっておりました範囲がこの社会福祉法人みらいにお願いをしているということになります。その成果が77ページからあります2006年平成18年度事業報告書という形で出ております。この事業報告書は平成17年度まで市の職員がやっておりました事業と遜色ない事業が行われているというふうに理解をしておりますので、今後もこの方向で進めさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 後でまた別な問題についてお聞きします。

○委員長（清水章一委員） 10目人権同和政策費、11目人権センター費までほかにございますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 12目国民年金費について質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 13目障害者自立支援費について質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 14目後期高齢者医療費について質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費について質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目児童措置費について質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目保育所費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 事務報告の33ページ、まず大変国の厳しい対応がありまして、事務報告を見ていただきますと、3款2項3目、ここで今太宰府の保育所の定員関係については公立が150人、私立が600人という形で、申請が1,059人。こういう状況の中で、定員が出されておりますが、ここの部分で保育所運営状況です。公立については0円、県の負担金も0円ということで、そして市の2つ、南保育所と五条保育所の人件費が含まれて運営費がここで2,722万2,420円、私立が4億3,437万9,125円。その下に人件費ですが、この2カ所の人件費が2億7,436万7,127円、ただし私立については6億3,586万2,541円と出とります。それで、決算書の61ページを見ますと、保育所運営費の負担金として県からですね、7,157万505円入ってきております。それから、53ページ、国から保育所運営費として1億4,314万1,010円入ってきております。それから、43ページをあけていただきますと、この保育所について保育料が2億4,424万380円、それから保育料の超過分が264万9,650円、延長保育が51万円、年末保育料が2万1,000円、還付未済額と、こういう状況です。

（「何を言っているの」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） 何を言っているかというのと、もう少しちょっと時間を下さい。まず、国が民間にはこういう状況で4億3,379万125円というお金について保育料や国、県のお金を出しているということは、歳入歳出、この関係はわかるんですが、太宰府の2つの保育所に対してですが、皆さん事務報告の93ページ、13節、15節の関係がありますが、93ページを出していただきたいと思います。そうすると、ここで今太宰府にあります保育所として、保育所太宰府

園、水城、星ヶ丘、筑紫、おおざの、都府楼、これが認可の保育所です。ここに出された金額が保育料として出されております。それから、管外保育所として真愛、五所ですか、平原、菊池、大堰、筑穂、安川、この合計が5億3,832万6,790円、ここの差額がはっきり言って9,703万5,715円という金額がここの33ページで出てきます、保育料総額と国との部分等で。だから、この保育料の部分についてですが、本当あちこちに分かれておりまして、まず一般の保育についてこんな大きな2億7,000万円ですが、ここについて本来国はどのくらいぐらい国と県は2億7,000万円のうちに出しているのかどうかということです。民間はこういう状況で明確に出てきてます。ところが、この差額を引くと、負担金補助金交付金で民間の保育所について、先ほど言いましたように差額は出していますが、これが歳入の関係では出てくるのはどこに出てくるかという。まず、こういう状況がありますが、それともう一つはこの保育所の中でいまだに減免がやられてまして、保育料の未納が監査意見書の中で……。

○委員長（清水章一委員） 済みません。質疑に関しては、簡潔明瞭によろしくお願いします。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だからまあ、これがいろいろあっちこちで飛んでるものですからね、だから簡単に言うと、こういう今の保育行政の中で国がはっきり言って、補助制度を大きく見直しました。本来は保育料として出していたのが、財政の問題が出てきて、民間にはこれだけ出したけど、市の方はどういう形の基準になったのかということと、それから大変南保育所の保育料、それから全体的な保育料の未納が事務報告で出されております。それで、そういう問題の解決も含めてどういうふうにされるのかを聞いておきたいということです。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） なかなか難しい質問ですので、答弁が的を射ておりませんときは申しわけないと思いますが、まず国県の負担金が公立保育所に対してなくなっているのではないかとこのところから始まったと思いますが、この件につきましては、決算審査資料で資料要求がございましたので、2ページをあけていただきたいと思います。ここに平成15年度経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003というのが閣議決定されまして、国庫補助金負担を4兆円程度をめどに廃止するということが決定され、そして地方が主体となって実施する必要があるものについては、基幹税の充実を基本に税源移譲されることになりました。これによりまして、児童福祉法が改正され、平成16年度から市町村が設置する、要するに公立保育所における保育の実施に要する費用について、これまで国から2分の1、そして県から4分の1の負担があっておりましたものが廃止され、その分が地方財源の手当てということで、所得譲与税等を通じて所要の財源措置が講じられることになったということでございますので、子育て支援課の方には、この分が幾ら財源充当されているというようなことは通知等ございませんのでわかりませんが、全体の市の財政当局でつかんでおります中で、事細かに計算式があるかどうかはわかりませんが、この中に財源措置が講じられたということでご理解いただきたいと思っております。

そういったことで、国、県の負担金がこれまで同等のような形でこの財源措置が講じられているかどうか、やはり厳しくなっておりますので、その分がどのようになっているかということがよくわかりませんが、同等もしくは少し減額になったかもしれませんが、それは公立保育所を運営していく中で日々日常のすべての予算、歳出、そういうものを精査しながら歳出の縮減の努力をしていくというのが当方のスタンスでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、監査意見書の16ページ、ここに保育料として不納欠損で162万8,700円不納欠損で落とされて、収入未済が2,977万8,430円という、過年度分も含めてでしょうけど、この特徴点はどういうことでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 不納欠損の特色は、15件でございますが、一応失業ですね、それと借金、転出後居所不明になって、または自己破産ということが大きなものでございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ちょっと待ってください。

だから、その不納欠損ですが、そういう状況で、それじゃ収入未済額についてはこの2,977万8,430円というのは計上されているというのは、徴収見込みがあるのかどうか。以前ではもう卒園してしまって3年も4年もたつという状況もあるんですが、どう対応されているんですかということです。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 未納についてもやはり失業とか転職の収入減とか、自営業の不振でございます。それで、今分納中というところが主な理由でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それでは、決算審査資料の89ページ、私の資料要求ですが、保育所運営費、入所定員増、減免廃止、職員及び臨時職員の人員配置について、市長方針に基づく今後の計画という形で資料要求をさせていただきました。そうすると、公立保育所の運営については毎年精査を行い、適正に支出に努めていると。この適正に努めているというのが2億円を超える額にもなるのかどうかということです。先ほど言いましたように、民間は6カ所で6億円、公立の2カ所は2億円を超えるという、数字上がここ出てますよね。2億7,000万円、民間は6カ所で少なくとも6億3,000万円、約2倍近くの支出があっているけど、この適正なものは考えているのかどうかと。それから、市長としてはマニフェストに60人を90人にすることが書かれてますが、適正、だから今度もいろんな形で臨時職員やいろんな部分をどんどん、ほかの民間では少ない人員で清掃もしている、それなりの努力もしているんだけど、公立だけは清

掃業務まで入れて、職員も過剰的になっているが、やっぱりその辺の部分については民間並みの指導をされるべきじゃないですかというのが私の考え方です。だから、そういう、この中には適正支出というのは、やっぱり内部努力をさせるというのが原則ですよ。私ども、それが議員として当然問題点があれば指摘することもできるわけですから、まずこの問題はやっぱり公立の保育所、数字で出していただくとこんな大きな金額の差があると。そりゃ長年の勤続があるでしょう。民間と個人との差もありますけどね。ここはまず内部検討をいただきたいと。

それから、次の減免廃止の問題については協議をしているということですが、30%の減免は協議をしているだけで解決はあるのかどうか。保育所の中には、特に南保育所の滞納額の方が相当多かったと思うんですが、この問題についてはやはり減免問題も含めて、見直しを行う必要があるんじゃないかと思うんですが、この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） まず、1点目の方だと思いますが、経営努力といえますか、公立と民間とを比較してのところの歳出の努力というところをお尋ねと思いますが、この件につきまして、その差の一番大きいものは人件費だというふうには把握いたしております。もちろん私立の保育所も公立も、児童の人数によって配置する保育士の人数が決まっております。そういった中でやっておりますので、人数的には公立が保育士が特に多いとか、私立の保育所が少ないとかそういうことではなく、そこに配置されている職員の年齢層、そういったところで職員給与体系が大きく違いがあるというふうには認識いたしております。その差が一番大きく公立保育所と私立の保育所の支出の差であるというふうに思っております。

それから、公立保育所におきまして清掃委託業務というものがございます。この分につきましては、日々の清掃ということにおきましては本庁職員と同じに保育士も清掃を行っておりますが、これも本庁と同じくワックスがけとか、それとかガラス清掃、そういったものを年に3回ほど委託契約をして実施しているところでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ちょっと部長、私、減免問題についてはちょっと聞き漏らしたんですが、再度説明を。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 減免につきましてはこれからでございますが、今30%というところからの減免がスタートいたしまして、先ほど人権・同和政策課の課長もいろいろ説明をしましたように、こちらの方も事務事業評価検討会議の中で、将来的な計画を持ちながら地協の方と協議をさせていただきながら、年々その減免率を下げ廃止の方向に持っていくという形で進めております。今現在、昨年平成18年度は30%、そして平成19年度は25%で今協議をしている段階でございます。ただ、決定まで至っておりませんが、まだ今から協議をしながらこの減免率でお願いをしていくという方向で進めているところでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 次に、決算資料の追加資料17ページをお開きいただきたいと思います。

大変忙しい中に長時間かけて平成14年から平成18年までの保育所別の収入未済額を出していただきました。私これを見ておりまして、減免を30%行っているのに、公立の南保育所については720万1,970円、私立の保育所含めてですが、先ほども言いましたように2,715万1,720円あるということで、当然平成14年の入所者についてはもう卒園している場合もあると思うんですね。特に、以前からもあるように、星ヶ丘の部分、ここが当初この平成14年からずっと来てますが、大変大きな金額になっていると。こういう未納については、当然個人的なプライバシーの問題もあると思うんですが、当然保育所に入所されている方々に対してどのように徴収を行うのかどうか。大変な人件費、そういうものが市の財政から持ち出されている状況はここに具体的に書かれておりますので、今後の徴収努力をどういうふうと考えられているのかをお聞きしたい。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 年間を通しまして、滞納者との接触を中心に今取り組んでおります。日常は、電話催告、それと分納相談をしております。それと、また子育て支援課とともに夕方退所時間に保育所に出向き、保護者と面談し徴収に努めております。また、さらに夜間訪問等を、12月、それと2月から5月、閉鎖期間まで5カ月間徴収率向上のために取り組んでおります。そういったことを今からも地道にしていきたいと考えております。

○委員長（清水章一委員） 安部委員。

○委員（安部 陽委員） 武藤委員が言われましたが、私もう3年か4年前にも保育所の窓口でやったらかと、そこで今プライバシーだとかいろいろ人権問題が出てくるかもわからないけれども、やはり父兄の目の前で連れてきているところでやった方がこういう徴収率は上がると思うんですよね。そういうふうに今特別収納課で、全然関係ないところで一括、それも機能的かもわからないけれども、窓口の、そういう保育所でやった方がこういう連鎖反応がないんですよ。もう私も納めなかったらそれで終わるわというようなことでみんながこうして、それがこういう結果に増えてきているんですよ。やはり人の目の前で、あら請求されたら困るなと思われたら、やはり払っていくと思いますが、その点切りかえができないかどうか。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 委員さんがおっしゃるご意見も重々理解いたしますけれども、徴収権の問題ですとか、保育料の賦課の問題、いろいろございます。そういった中で、今現在特別収納課の収納徴収ということとあわせて、月々の保育料の納付書も各保育所に現場に持って行って、基本的には手渡しでお願いしている。それから、滞納が続いているようなところには、督促状等預かって、保育所に行きまして、保育所の園長先生とかにお願いして、直接そういう納付書が渡せるような形にはしておりますけれども、今委員さんがおっしゃいます直接の徴収というところは、まだまだ法的ないろんな壁がございますので、即それに移

行けるといふところではないと思います。今後、研究、検討していくことも大切だとは思っておりますが、以上です。

○委員長（清水章一委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） 今、どういうふうな回答だったか、今の、しないということと思うけども、子供のおるところでそういうことをしたら、子供同士の目の前でするようなことになったら、いじめだとかそういうものになるから、そこは私は十分考えてやっていかなきゃいかんというふうに思います。そりゃ、滞納は滞納としてしっかり取っていかなきゃいかんけども、それと子供の教育だとかという部分に影響があるということなども十分配慮して、そこは対処してもらわないと私はいかんというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 私の方の説明が不足していたと思いますが、今保育所に直接出向いて行って、そういう未納督促ということにおきましては、やはり配慮をしながらということでやっておりますので、児童の方に見えないように、そっと保護者の方を保育園の方の園長先生に呼んでいただいて、別の部屋にこちらの子育て支援課の職員が待機しております、そっと話をさせていただくというやり方で実施させていただいております。

○委員長（清水章一委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4目学童保育所費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5目乳幼児医療対策費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 6目家庭児童対策費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 158ページ、生活保護に入る前にちょっと私ももう全般的な問題がありましてね、資料要求をしました。追加資料の42ページをあけていただきたいと思うんです。この中にあります中央公民館使用料として、ここでは金額2万940円ですが、各款に出てきます。それから中央公民館の使用料としては、そのまま握っていただいたまま、47ページの一番下に中央公民館の昨年の利用料金として975万1,975円入ってきております。私もいろんな方から中央公民館の利用に対して、舞台操作に対する利用料が高いと。それで、ここに私、業務委託契約書を、ジーケーという委託契約書を提出をいただきました。これを見ましたら、45ページに1人当たり4時間以内の料金とか8時間以内の料金というのが45ページに入っております。だから、そういう状況でそういう部分になると思うんですが、勤務時間についても具体的に出されておまして、ずっと1日の勤務は8時間とすると、1人を常に常駐させるという状況の中で出されてきているんですが、とりあえず42ページを見ていただいたらわかるように、1人の常駐に540万5,400円出されている。筑紫野市は417万9,420円、九州舞台、そして舞台補



助員が公演時に2名とかですね、ところが逆に大野城市というのは大変大きなまどかぴあというのがありますが、ここは3人常駐で1,851万6,750円で、常に3人が常駐しているという状況があります。逆に、筑紫野市の生涯学習センター、ここではやっぱりジューケーが委託を受けているんですが、ここは1人常駐で289万8,000円ですね、300席ですが、舞台操作2名。那珂川ではスカイネットワークの場合については、820席で、約1,000万円で、舞台操作2名とあるんですが、このジューケーについては、できてこの施設から一度もこの業者がかかったことはありません。何かをしたいと思えば、この舞台補助員の費用の方が高いという状況。だから、その都度施設を使う場合については、あれなんです、何かこの部分について市民から公共施設を使うのに舞台操作に大変な金が必要と。この金額的について、舞台操作3名ですが、この1名分も含めて請求されてくるのかどうか。その舞台操作に3名必要であれば、4名分も含めて利用者に請求されるのかどうか。しかも公共施設が使うときには、今後見直しがなされると思いますが、市もわざわざあそこを使うために舞台操作費用を出しているという状況が、今後の減免ではもう要らなくなるのかどうかわかりませんが、この長い期間一つの業者だけにやるんじゃなくて、ここにあります九州舞台だとか、ファナとか、エスエルアイとかですね、スカイネットワークとか、ホール席については筑紫野の300席が一番少ないんですが、ここ見直す必要があるんじゃないかと。市民から、何と公共施設を使ったけど、舞台操作費用に20万円もかかったよとかね、そんな部分、4名から5名、大きなショーをすると必要になってくるんですよ。その人たちの前日の舞台操作のリハーサルから当日の本番からと、公共施設使用料よりも舞台操作費用に金がかかり過ぎるとい批判が出てきているんですね。だから、これはあれができてから一度もジューケー以外にかかったことはありませんが、この期限がはっきり言って平成18年6月7日の契約で、この契約期間については具体的に載っていますが、ある一定見直しをする考え方がないのかどうか。ほかの業者にもある一定、メンテナンスとか、そういう状況の契約状況になってますが、見直す考え方はないのかどうか、それによって安くなるかどうか。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長。

○中央公民館長（吉鹿豊重） 今武藤委員さんが言われましたことは、監査事務局でも指摘を受けまして、今までずっとジューケーに随意契約をいたしておりました。一応指摘の事項もありましたので、平成18年度は一般競争入札を行いまして、言われましたように減額を9月の補正にいたしております。今後とも、契約が切れれば、同じように指名競争入札で行いたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 3項生活保護費に入ります。

1目生活保護総務費について質疑はありますか。

中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 生活保護費の中で住宅扶助費について、3月に一般質問しとりましたけども、代理納付について今年の秋ぐらいから考えたいということだったんですけど、その後ど

うなりましたでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） 代理納付につきましては、お約束をしておりましたので、今ちょうど通知書を発送したばかりでございます。したがって、10月1日から適用にさせていただこうというふうには準備を進めております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目扶助費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4項災害救助費、1目災害救助費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ次、4款衛生費に入ります。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目予防費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目母子保健費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4目老人保健費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5目精神保健費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 6目環境衛生費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 173ページ、2点ありまして、資料要求をいたしておりました環境施設組合関係です。それで、環境施設組合を見ておまして、決算書、皆さんのところにはないと思います。それで、特別に今事務局から借りてきました。基金の繰り入れが2億5,000万円、平成17年度行っておりますが、まずあの施設を崩すのにダイオキシン対策を考えると大体100億円近くかかるんじゃないかというふうに言われてます。全部覆って、それからその処分の内容、産業廃棄物扱いになります。そういうあの施設を稼働させるよりも崩す費用の方が高いという状況がありますが、こういう状況の中で基金が昨年度2億5,000万円繰り入れられてますが、まずこの基金総額は幾らなのかどうか。それから、以前から筑紫野市の筑慈苑にお願いをするという話であっておりますが、当然ここの大野城太宰府環境施設組合から加入金的なものが出せるのかどうか。現在、整備基金として1億2,976万6,598円という現金があります。それ

から、基金の関係があります。それから、急遽今見ているんで申しわけないんですが、そういう将来の問題も含めて、維持管理の費用もかかりますが、まずあの施設はもうそのままずっと置いてくのかどうか。40億円かけて稼働すれば、本来はもう解体費用は要らないんですが。そういう環境施設組合については、市長が出ているのか、副市長が出ているのか、まあ議会も出てますが、あの大野城太宰府の焼却施設についてどうするのか。それから、大野城太宰府の環境施設組合として筑紫野市に加入する場合には、この環境施設組合の積立金が利用できるのかどうか。筑慈苑がですね。そういうものを見ておまして、基金の繰り入れは平成17年度2億5,000万円してますが、残高が大体どのくらいぐらいあるのか、ちょっとその辺を知っておきたいなど。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 基金については、ちょっと確認しておりません。できておりません。

それで、施設の解体につきましては、現在あの施設をつくったときの起債償還が続いております。それがたしか平成20年度か平成21年度で終わります。それが終わりましたからの解体ということですが、具体的にはまだ組合の方で決まっております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） とりあえず、これだけの決算書があつてね、繰り入れて基金として2億5,000万円、平成17年度とりあえず大野城市と太宰府市が、ここに出されておるように、はっきり言って6億8,450万6,000円もの大野城市の方に支出をしているんですよ。ところが、ごみの焼却施設はしてないんです、この環境施設組合。今焼却灰の処理は、早よ言えば福岡市からの受け入れをしていますよね。ところが、6億8,000万円も出している。そのうち2億5,000万円はためたと、平成17年の部分で。ただし、今度償還終わったら崩すとすれば100億円ぐらいかかると。ただし、今度は南部環境施設組合としてつくるときには、太宰府は解体費用は要るし、加入金としてまた40億円ぐらい要るという問題もあるんだけど、それと同時に環境施設組合が筑紫野市にお願いするためには大変なお金が必要が、この環境施設組合から財政的な負担割合、大野城太宰府の負担割合が出せるのかどうかというのは、お聞きしたいと。

○委員長（清水章一委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 1点目の施設の解体、大きな問題でございます。先ほど課長が説明しましたように、起債の償還というのがございますので、大野城太宰府環境施設組合の組合の中でも十分議論をさせていただいて、どうするのかと。南部清掃の方は、協議会の方はもう平成28年度から稼働するというのは一応決まっておりますので、そういう方向に向かって、大野城市、太宰府市でどうするのかという部分を検討する必要があるのじゃないかと。非常に大きな問題だというふうに思っております。もうしばらく時間がかかるのかなと思っております。

それから、2点目の何がしの部分でいわゆる筑慈苑の方に加入するときに組合からお金を出したらどうかというような部分に聞こえますが、これもですね、今筑慈苑組合の方からの回答が、どのくらいの加入負担金になるのか、どういう条件で加入負担金を払おうとするのかとい

うのが、まだはっきりしておりませんので、はっきりしましたら、まずは大野城市の方と調整をしまして、大野城太宰府環境施設組合で何らかの回答を出したいというふうには思っております。いずれにしましても、今のところ加入金を組合から出す出さないというのは、白紙の形になっております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それでは、今担当部長、それから担当課長の方から毎年基金総額というのが幾らなのかというのは、ここの中で出てきませんので、環境施設組合太宰府市からはっきり言って6億8,000万円、大野城市は8億円ぐらい出されておると思うんですが、当然余裕があるから2億5,000万円もはっきり言って基金の繰り入れは行ったと思うんですが、大体基金総額はどのくらいあるのかですね。将来解体するのにも大変な金がかかるが、そのための基金を積み立てているのか、そういう部分については明日のできれば、基金があるのかないのかもちょっと知りたいと思うんですね。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） 一部事務組合のことでございます。情報等については、これは透明性がありますから構わないと思いますけれども、またその組合長を私が今やっておるような状況です。今積み立てそのものの基金については、当施設組合の入り口から雨水等々であるブロックの塀がございまして、空洞化している部分等々でございます。順次、整備をし、危なくないような危険度が増さないような形での工事等々の必要性があるというふうなこと等もその要因の一つでございます。したがって、加入の問題等論議はしたことございませんけれども、基本的に私のスタンスで申し上げれば、それは別個の問題として考える必要があるだろうというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 7目公害対策費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 8目環境管理費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4款2項清掃費、1目清掃総務費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目塵芥処理費について質疑はありませんか。

後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） 美化センター関係費の1は言っていていいですね。

○委員長（清水章一委員） はい。後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） 皆さんご存じだと思いますけど、アルミ缶の件なんですけど、武藤委員が

前回言われたと思いますけど、今また特に自転車にかなり袋に入れて持ち去っている人がいらっしやるんですね。これの持ち去り方もまたひどく、かなり散らかして持ち去られるし、これの集合場所はどうも春日公園に持って行かれよう格好で、年間通してどのくらいの、今までの標準から見れば、持ち去られているものか。そうすると、それを前回武藤委員がおっしゃったときに、それをただの袋に入れているのを持ち去られているのを泥棒扱いにすることはできないということが行政の方から言われたんですけど、これが毎年続くようだと、何か屋根がついているとか、かごがあれば、それがその範囲に該当していくということになるんじゃないかなと思うんですけど、いかがなものかなと。毎年毎年、それがなくなっていくようでは、太宰府の方の少しの収入減になっていくんじゃないかなと。換算するとどちらがいいのかなというような格好でお尋ねしたいんですけど。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） アルミ缶の抜き取りの問題につきましては、これまで議会の中でご説明しましたとおり、筑紫地区4市1町の廃棄物担当課長会議の中でも対応について論議をし、筑紫野警察署にも出向きまして、取り締まりの手法等がないか、そういうことを尋ねましたけれども、結論としてはできないということでした。

どのくらいの被害が出ているのかという、当然抜き取られてしまっておりますから、量が明確にわかるものではございませんけれども、ここ数年のアルミの最終処分場、つまり美化センターから排出されます量は微減という形で減っております。つまりその他の部分が大体横ばいですから、それからするとその差として、処理量の5%ぐらいはやっぱり抜かれているのかなというふうに感じてはおりますけれども、先ほど言いましたように明確な量の把握というのとはできておりません。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目し尿処理費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3項上水道費、1目上水道施設費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） そしたら、5款まで行きます。5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 本日は183ページの5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費までとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認め、本日の審査を終了します。

次の委員会は明日午前10時から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） 本日はこれにて散会いたします。

皆さんお疲れさまでした。

散会 午後4時45分

~~~~~ ○ ~~~~~